

1 議 事 日 程 (第2日)

(平成29年第1回久山町議会定例会)

平成29年3月3日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案第25号 指定管理者の指定について

日程第2 議案第26号 指定管理者の指定について

日程第3 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 有 田 行 彦

2番 山 野 久 生

3番 阿 部 文 俊

4番 只 松 秀 喜

5番 阿 部 賢 一

6番 城 戸 利 廣

7番 阿 部 哲

8番 本 田 光

9番 松 本 世 頭

10番 木 下 康 一

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

3番 阿 部 文 俊

4番 只 松 秀 喜

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町 長 久 芳 菊 司

副 町 長 佐 伯 久 雄

教 育 長 安 部 正 俊

総 務 課 長 安 部 雅 明

教 育 課 長 松 原 哲 二

教 育 課 付 課 長 久 芳 義 則

田園都市課長 實 淵 孝 則

税 務 課 長 川 上 克 彦

健康福祉課長 物 袋 由 美 子

上 下 水 道 課 長 國 寄 和 幸

町民生活課長 森 裕 子

経 営 企 画 課 長 安 倍 達 也

魅力づくり推進課長 矢 山 良 寛

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 矢 山 良 隆

議会事務局書記 山 本 恵 理 子

総務課係長 阿 部 桂 介

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第25号 指定管理者の指定について

○議長（木下康一君） 日程第1、議案第25号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課の課長。

○教育課付課長（久芳義則君） 御説明いたします。

本案は、久山ケイマンゴルフクラブに係る指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設の名称及び所在地は、久山ケイマンゴルフクラブ、糟屋郡久山町大字山田1221番地5、指定管理となる団体は公益財団法人久山健康田園都市財団理事長佐伯源吾、糟屋郡久山町大字久原3632番地、指定管理の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第26号 指定管理者の指定について

○議長（木下康一君） 日程第2、議案第26号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課の課長。

○教育課付課長（久芳義則君） 御説明いたします。

本案は、福岡久山相撲場に係る指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設の名称及び所在地は、福岡久山相撲場、糟屋郡久山町大字久原3637番地、指定管理となる団体は福岡県相撲連盟代表上岡孝生、糟屋郡久山町大字久原3637番地、指定管理の

期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（木下康一君） 日程第3、一般質問を行います。

現在、久山町議会では一問一答方式を試行的に採用しています。

では、順番に発言を許可します。

4番只松秀喜議員、発言を許可します。

只松議員。

○4番（只松秀喜君） 本日は2点の質問を久芳町長にお願いいたします。

まず第1に、猪野バス停から伊野皇大神宮までの歩道の設置並びに参道の整備を。もう一点は、中学校給食の進捗状況と今後の予定に対して質問いたします。

まず第1に、猪野バス停から伊野皇大神宮までの歩道の設置並びに参道の整備をということですが、質問の前にまず猪野区の現状を報告いたします。猪野地区は現在1月の皇大神宮の初詣。これは元日の0時にはお宮下の千人館まで列ができ、昼間も中間ほどの社務所まで一日列が途絶えることがなく、福岡の隠れたパワースポットとしての地位を確立したと思われま。

それから3月のさくら祭り、今準備をしておりますけれども、去年は7,000人の人でにぎわっております。それから4月の皇大神宮春季大祭、参道に多数の出店が出店し、今年48回目を迎えます伊野皇大神宮奉納武道大会が剣道は公園、それから柔道はかみじ会館というふうで開催され、父兄の応援もあり大勢の人でにぎわいます。5月、6月は蛍の観賞ということで、これは猪野に渋滞ができるほどで、たくさんの人出でにぎわっております。それから7月、8月の川遊び、近郊の幼稚園のよかった遠足のアンケート調査では常に上位を占めています。それから10月、11月、これは紅葉シーズンということで、公園の紅葉と下のお宮、水取宮のイチョウがすばらしいコントラストで写真におさめる方が多数来られます。これもひとえに先人たちの額に汗して残していただいた貴重な財産です。我々も次の世代にしっかり引き継いでいきたいと思っております。

以上、前置きが長くなりましたけれども、質問に入ります。

このように年中よそから来られる方が増えてき、車の往来も増えてきました。現在、猪野バス停から伊野皇大神宮の道幅が狭く、非常に危険な状態にあると思われま。

コイに夢中になった子供たちが、急に車道に飛び出すという危険もあります。県の事業である上久原の山ノ神東久原道路、それから下山田の猪野土井線の道路整備等めどが立ってきたと思いますので、次はぜひ猪野バス停から伊野皇大神宮の参道整備を県のほうへの働きかけをお願いしたいのですが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 只松議員の質問にお答えします。

今、只松議員がおっしゃったように、近年猪野が昔のにぎわいを取り戻しているのではないかと私自身も大変うれしく思っています。久山町において猪野というところは、伊野皇大神宮という九州の伊勢と言われるような神宮を背景に門前町として栄えている、町としても地方創生で町の魅力を発信していく一つの観光交流のメッカとなる、そういう地域と捉えております。そういう面では猪野地区というのは、町としても多くの人たちが久山町の魅力として訪れていただけるような地域に力を入れてるところでございます。そういう中で猪野の参道整備については、従来から地元の方たちの念願であります。以前からもそういう要望を聞いておりますので、昨年も懇談会の中でそういうお声がありました。現状を申し上げますと、少し最後に言われましたように、あそこは県道でございます。整備そのものは県の事業ということになるとは思いますけれども、県とはずっとこれまで猪野の参道整備についてはお願いもしてるし、また協議もしてきており、その整備の必要性については十分県も認識しているところであります。ただ、県事業というのは福岡県全体をやっていくわけですから、それぞれの町に何本も県の事業ということ、基本的に県も順序よく、順番をもって町の要望に従って整備をしていただいているところでございます。本町におきましては、ちょっと触れられました東久原から上久原の山ノ神交差点までの新県道バイパスが大体もう開通というところまで来ましたので、次は県道猪野土井線という、こういう順番で県のほうにもお願いしてます。そういう中で早期に下山田のトリアスから福岡市までの間が、非常に高校生の自転車通学等が非常に路側帯もないような状態でございますので、大きな交通事故も発生しており、そこがまず急ぐんだということで、今ようやく山ノ神線がめどついたということで、県も下山田のほうに今入っていただいています。用地買収はもう既に入っておられて、恐らく29年度から事業に入っていただけるのではないかなと思ってますけれども、県としてもまずそこを先にとということにしております。そして、その中で次に猪野のほうに入りたい。これは地元の懇談会のときにもその説明はさせていただきました。ただ、猪野は、それともう一つ、今の上久原から草場に抜ける、あの信号機のところ、南橋から信号機までの歩道整備ができていませんので、どちらを先にやるかということなんですけど、同じ猪野地区ですので、そういう中で地元のほうは区長さ

んから、まずはその猪野南から信号までの歩道整備を先にやってほしいという要望が出てますので、そちらをやって参道整備のほうに入りたいと、こういうふうに県とも協議しているところでございます。

○議長（木下康一君） 只松議員。

○4番（只松秀喜君） あの道というのは、参道というのは、大人だけで歩いているとそんなに危険は感じないんですけども、孫とか小さな子供を連れて歩いていますとコイに夢中になった子供が、孫が急に車道に飛び出すという本当に非常に危険な状態と思っていますので、ぜひとも早目の取りかかりということをお願いいたします。

続きまして、中学校給食、この進捗状況と今後の予定についてお尋ねいたします。

昨年の町長選挙の久芳町長の公約の教育環境の充実の中で、久山中学校給食の実施をうたっていました。その後、給食のことについては何も聞こえてきませんが、28年6月の定例会の中山前教育長の答弁で久山中学校に最もふさわしい給食のあり方ということで28年度末、今月末ですけども先生方、保護者、生徒などへアンケート調査を実施されていると思います。その中間報告でもあればお聞かせください。

また、昨日配った後期基本計画の中には中学校の給食については触れられておりませんが、どういうことでしょうか。その2点を、町長の見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 中学校給食については、確かに私も選挙中の公約の中にそれを実施する方向で進めたいということを行っています。既にもう先の議会等でも中学校の給食は実施の方向で進めたいということは申しました。ただ、実施の時期については早くとも平成30年以降になるということは申し上げているわけですけども、といたしますのも、ここ近年、小・中学校の大規模改修が入っておりますし、今度28、29年に幼稚園の建設ということで、学校関係に大きな建設投資を行っておりますので、29年度までは無理ですよということは再三言ってまいりました。財政規模のちっちゃい町ですので、一気に大きな投資というのは避けるべきだと思っていますが、基本としては30年度から補助金申請して設計のほうに入っていきたいと考えております。

それから、第3次のというのは、第3次総合計画というのは、もう今前期から後期に入っているわけですね。その中でまだこの中学校給食というのは具体的なところまでは当初から入れてませんので、3次の中には、まだ入ってないと思います。ただ、現状としてはそういうふうな考えでおります。

それから、久山中学校の給食については、一方で非常に続けてきた親子弁当というのが

食育の面でもということ非常に高い評価があるのも事実でございますので、給食は実施するという中で教育委員会のほうにということもあるんですけども、食育についての面から捉えて教育委員会のほうに、給食を実施するなら久山町の中学校給食のあり方について今諮問をしておりますので、その状況については教育長のほうから御説明をしたいと思います。

○議長（木下康一君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） それでは、現段階までの教育委員会で検討しました内容、その経緯について説明をさせていただきたいと思っております。

今、町長のほうからも詳しく説明していただいたんですが、ちょっと重複するところがあるかもしれませんが、御報告、説明させていただきます。

まず、久山中学校の給食のあり方については、町長からの諮問を受けて今後の久山町の食育のあり方、中学校給食のあり方について継続して審議をしてきたところです。今年3月中旬をめどに最終の報告書を町長に提出する予定です。今、最後の詰めを行っている段階です。教育委員会では平成25年12月の定例委員会の中で食育、それから家庭の実態の両側面から食育学習会を重ねてまいりました。2カ月に1回程度、今年2月までには計15回の学習会を開催してきております。また、近隣の他の市町の給食施設を4回視察をしてきております。さらに、久山町、先ほど言われました久山中学校の生徒、保護者、そして教員に対して給食に関するアンケートを実施したところです。このことについては昨年3月、町長に中間報告書という形で提出をさせていただいております。この学習会を重ねていく中では、教育委員会としましては弁当での昼食が道德教育の一環として親子のきずな作りにつながるということと、もう一つ、生徒による弁当作りなどで中学校段階で食育推進という立場からも、とても価値がある教育活動の一つというふうに考えておりました。しかし、一方で町内の各家庭の実態や環境の変化などから保護者の要望も踏まえ、久山中学校の給食実施についても重ねて検討してきたわけでございます。その結果を踏まえて教育委員会としても久山中学校での学校給食が望ましいという結論に至っている次第です。しかしながら、先ほどから何度も申し上げております道德教育の充実という観点からでは、親子で作る弁当の価値も非常に高いものがございますので、今後給食実施となったときにも親子での、また子供による手作り弁当の実施を検討していくということになるかと考えております。

以上です。

○議長（木下康一君） 只松議員。

○4番（只松秀喜君） 今、言われましたように、学校給食、その中で親子の触れ合いの日を

1日、2日作るということ、その方向でぜひともやっていただきたいと思っております。情報が無い、先がわからないということが一番親御さんたちも不安だろうと思います。子供を持った親御さんたちも会うたびに中学校給食どうなってるのかということで大変心配されております。この3月末のこのアンケート結果が出れば、早く早目に広報ひさやま等で親御さんたちに連絡していただければと思いますけれども、早目の情報の提供ということ、それと今後の町としての考え方等をぜひとも広報ひさやま等で連絡して載せていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか、町長。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） アンケートの報告は構わないと思いますが、実施時期とかというのは、安易にまた広報でという形にはちょっとならないと思っています。だから、今、来年度から調査に入る、調査設計申請はしたいなと思っておりますけど、以前から言ってるランチルームですかね、ランチルームをつけたということは、かなりの費用になりますので、それもちょうと結論してから進めたいと思っています。基本的にはランチルームじゃなくて、もうちっちゃな生徒数ですから、ランチルームなし、直接教室での給食というのも考えていますし、今年度中に、29年度中に場所の問題も実はあるんですよ、そういうものを検討しながら進めてまいりたいと思っていますので、調査結果等については当然PTAとか、あれについてはすぐ報告はできると思います。いいですかね。

○議長（木下康一君） 只松議員。

○4番（只松秀喜君） 大体今の報告で大まかなことでは報告していただいて、30年度以降に給食を実施するというので、大体大まかな形ではそういう形でもよろしいでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと誤解のないように。余り30年度以降というようなことで、これ補助金でやっていきますので、一つ補助金がかからないとだめだということになりますので、調査設計、設計をして次年度に今度は建築工事という形になっていきますので、30年度から実施という、ちょっと誤解を招くと思いますので、その辺はまだ保護者の方に、その辺を言うちょっと誤解を招くと思いますので、きちっと議会に提案してまいりたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（木下康一君） 只松議員。

○4番（只松秀喜君） その方向性とアンケート結果ですね、それを早く親御さんのほうにも知らせていただける方向で、どうぞよろしくお願ひしときます。

以上、質問を終わります。

（1番有田行彦君「議長、動議、動議」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） はい。

○1番（有田行彦君） 動議に当たるかどうかちょっと私も。

○議長（木下康一君） 動議ですけど、ちょっと内容は。

○1番（有田行彦君） 今、町長と教育長が学校給食について答弁されました。私も非常に關心があるところなんです、幸い教育長は文書を見て答弁されましたので、その写しを議会に出していただけるんかどうか、ちょっとお願いをしたいところでございます。

○議長（木下康一君） 資料提出をお願いしたいということですか。

○1番（有田行彦君） はい、それで。

○議長（木下康一君） ちょっとまた検討させていただきたいと、ちょっと今やなくてですね。今、資料要求がありましたけど、ちょっとこれまた議運等に諮ってから、また進めさせていただきたいと思います。

次に、6番城戸利廣議員、発言を許可します。

城戸議員。

○6番（城戸利廣君） 私は通学通園など子育て支援、未来への投資として総合的に活用できる専用マイクロバスを導入していただけないかということについてお尋ねしたいと思います。

町はイコバスをもう一台増車する方向で検討してあるようですが、これにかわるものとして、高校生の通学を初め来年開園される統合幼稚園児の送迎や小・中学校、幼稚園、保育園などが見学や研修など総合的に活用できる、通学通園など子育て支援として未来への投資、具体的には25人乗り程度の専用マイクロバス2台、これを導入できないかということでございます。

それで、皆さん方に具体的に、粗書きですけど、ちょっと資料を配っております。これに基づいて説明させていただきます。

表題は子育て支援バス（仮称）導入概要図という形で、一般質問説明参考資料ということで、これ2つに分けて、1点目はイコバス、子育て支援バスの対比一覧、2点目が子育て支援バス運行計画概略という形で書いております。左側からずっといきますと、バスの購入費、それから維持費の概要、用途、導入に向けての検討課題、効果というような形で大きく分けています。

まず、1点目のバスの購入費、これイコバスずっといきますけども、これは平成27年度の決算、これに基づいた額を出しております。イコバス1台がこれ2,452万9,069円ということですね。それで、この支援バスのほうは1台約800万円です。これ安いので630万円からありますが、ちょっと上乘せた形でちょっと作っております。2台買って1,600万円で



すね。それから、維持管理費の概略ですが、一番下いきますと大体町負担、これが約1,100万円です、こちらが支援バスのほうは2台導入して大体1,000万円から1,100万円です。これ、保険もしっかり入っております、任意保険、搭乗者保険も入っております。これ、運転する人の経費も入っています。それから、用途、これについては、エコバスは法律の枠がはまっているから、がぼつとはまっているから久山町のみしか走れんわけですね。ところが、支援バスの場合は、もう単純に白ナンバーですから、町内外どこでも行けます。特にそれこそ小学生とか今から教育とかいろんな中学生にしても体験学習とか、いろんなものに活用できるということも、これ送迎として幅広く町外にも出ていけると非常に用途があります。それから、導入時の検討課題ですが、エコバスの場合は、簡単に言っちゃ申しわけないんですけども、事業者にこれ委託すれば手続とれますね。割と簡単にできるということです。ただ、子育て支援バスの場合は、通常町直営の自家用車という形になりますので、これ担当課どこにするかとか、それから保管場所をどこにするか、運転手の確保、これはどうするか、運転手の確保なんかは結構大型のバス会社の運転手の人たちが退職者、こっちの流れを作れば結構できるんですね。福岡市内あたりの幼稚園の送迎とかは、そういう西鉄のバスの運転手をしよったよとか、そういう人たちがずっと皆さん流れで入ってあるわけですね。だから、結構これについては、そういう問題が割と採用簡単にできると思います。ただ、4点目は高校生の送迎も入れていくんですけども、現在中学校を卒業して今高校に行っている人が285名おられるんですね。29名だから58名ぐらいしか乗れんわけですね。2名運転手乗るから56名しか乗れません。そのときに、じゃどういう高校生をどうするかということは非常に選定するの、これ平等性をどう維持していくかということで非常に問題がある。これはちょっと一旦棚に上げとって置いときます。

それから、効果ですね、これなんです、エコバスの場合は、町長、昨日挨拶の中で生活の足という形でエコバスという形の位置づけしてありますけど、どうしても高齢者の重点という形になるわけね、指向的には。それで、現在昼間の久山町の人口、こういったもの、それから高齢者も自分で車持ってます。そういったものをあれすると、非常に限定されて少人数になるんですね。これが今1台走ってるのも見てみると人がほとんど乗ってないですね。だから、わっ、本当に走れるのかなということにして、そしてまたこれ久原側にも走らせる。乗ってないような車がまた久原側に走ったら、これはまた何か言われるんじゃないかという感じもせんではないんですね。

それからもう一つ、支援バスの場合は、これはこの効果としては、本当に久山は健康福祉の問題、C&Cセンターもあって非常に健康にもあれしてる、自然も豊かであるという

ことです。そういうことで、こういったものを導入すれば福岡市の居住圏として今、上久原の住宅地、今も開発中ですけれども、そういったことで、これから開発を久原地区、こういうところに、じゃいっちょ住んでみようかと、幼稚園も公立だけど送迎もしてくれるしというようなことで、そういうふうなことで人口も定着化に向かっていくんじゃないかと思うんです。これ、運転手の雇用が生まれるというのは、これはもう町内外から広くあれするという意味でちょっと書いております。一応1点目はそうですけれども、説明ですけれども、2点目のこれについては真ん中のほうのは要請に応じて小・中学校の体験学習や見学等の送迎として活用できるということですね。大体今大型バスを1台借り切ったら10万円から15万円の社会ですよ。学校の先生もあそこ行きたい、ここ行きたいという気持ちはあっても、費用がかかるからちゅうちょしてある面があるみたいですね。例えば子供をみんな連れて伊野皇大神宮に行くよと首羅山遺跡見に行こうよと言うたとき、じゃどうやって行くよという形になってくると、貸し切りバスとかというたら、ちょっと貸し切りバスじゃちょっとあれやねというような感じもするわけです。しかし、そういう専用のマイクロバスがあれば、要請があれば、そこに連れていって帰ってくるということで便利です。また、昨日も言われておりましたけどグローバル化、こういう中で生徒を乗せて、こちらから外国人がおられるところに行っているいろいろ話をして、そして人間関係も含めて帰って来れる、非常に小回りがきくんですね。そういうことで、マイクロバス2台を何とかイコバスにかえて導入していただけないかということでございます。

以上ですが。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 城戸議員の御質問の中に資料を作っていただいて金額的なものも非常に出していただいているんですけども、ちょっと基本的に今のイコバス、イコバスをもう一台導入のかわりにこういう送迎バス、マイクロバス等を設置したらどうかということなんですけれども、少し整理をしないといけないのかなというのは、公共交通と子供たちを運ぶ送迎バス、これをちょっと一緒にしてあるところがあるんじゃないかなという気がしますので、少し整理をしないといけないのかなと思います。公共交通というのは不特定、もう御存知だと思いますけど、多数の人を一定の料金払うことで利用できる交通をそういうんですけども、これと園児とか高校生とおっしゃったけど、そういう人たちを運ぶものは全く別のもの、いわゆる言ってあった白ナンバー、自家用車という形でございますので、町が今計画をしているのは公共交通としての町内のコミュニティバス、イコバスが現状1台で回しておりますけれども、非常に1台では1周約25キロということで1時間10分程度かかるということで、非常に利用者にとっては利用しづらいという声強いというこ

とで、これを改善するには、どうしてももう一台必要だということで増便を考えています。非常に乗ってないということなんですけども、コミュニティバスというのは生活バスですので、特に本町においては、おっしゃったように高齢者の方の病院とか買い物あるいは公共施設への足としてやっていきますから、料金、有料ですけれども、ある程度福祉という面も非常に強いバスですので、一般のそういう公共交通の利用者は少ないかもしれませんが、これは行政として当然やってしかるべき事業でございますし、利用者数については1台に3、4人とかというときもあるかもしれませんが、全体の数としては決して他町と比べて少ない状況ではないというのが実態でございます。

それから、公共交通のほうからまず言いますと、高校生の通学については、いろんな朝早い補習の時間に間に合わないとかという声がありましたので、現状ではもう始発を6時11分、朝のですね、6時、7時台にそれぞれ重点を置いて便を作っております。ただ、今度は帰りの便がなかなかないということでしたので、昨年2便ほど高校生たちが帰ってくるときに増やして、だんだんその利用も増えてる状況にあると思いますけれども、個別のほう、保護者の方の意見を聞くと、バスがないから送っていかなくてはならないということをおっしゃってますけれども、実際にずっと調べてみると、今言ってるように便はあるんですけども高校幾つもありますので、それぞれで利用する時間というのがあるのも確かだし、もう自分が勤めてるから、もう一緒に送ったほうが早いとか、いろんな保護者の方の事情があって送られている方が現実なように思います。現実こういう便というのは必ず設定してるわけですから、何本もあるというわけにはいきませんが、それに合わせて久山の場合は利用していただければと、決して高校生の通学ができないという状況ではないんじゃないかなと思ってます。現実には、この時間があつたら、ないと補習時間に間に合わないという声があつて、そこにバスのダイヤを設定しても利用されないんですよ。だから、これは実態と少し違うのかなという気はいたしております。

それから、イコバスについては、ここに先ほど言いましたんですけど、今度は城戸議員さんがおっしゃってる幼稚園、保育園児の送迎ですかね、保育園というかそういうちっちゃな、これはスクールバスじゃないとだめなんですよ。だから、普通のマイクロバスをそれに使うことはできません。やはり園児の安全性とかということを考えて座席のシートの形も違うし、非常口も造るとか、だからここに上げてあるような金額ではとてもできないし、これを一般の利用バスと併用するのはちょっと無理があるかなというのがあるんですけども、まず基本的にそういう幼稚園とかというバスは、スクールバスの認可をとらないとこれはできない、バス使用もできないと思います。

それからまた、本町の今回の幼稚園児の統合に伴う交通手段ということで、そういう送

迎バスが必要じゃないかということなんですけど、ちっちゃい、いわゆる就学前までのお子さんは原則保護者の方が安全を責任を持って園まで送ってもらうのが原則としてます。ただ、今回は久原、山田を統合して山田のほうに新しい新設幼稚園をしますので、何らかの交通手段を持たない方についての利便性というのを確保しなければいけないということで、町内のコミュニティバス、エコバスをその時間に利用できるような形を、通園あるいは降園にできるダイヤを設定をしながら幼稚園までコミュニティバスを通していくという形を考えております。ですから、専用の送迎バスというのは町としては考えておりません。全くできないということではないんですけれども、再来年時の入園者の中でそういう送迎ができなくて、もしそういうバスができれば利用できる方というのはアンケートでは2名しかおられないんですね。だから、そういう形で送迎バスというのは、ちょっとまだ考えられないし、また送迎バスを回したとしても、それ相当の費用負担を受益者負担としていただかなくては、ならないということになると、それだけの利用者はないんじゃないかなと私は思っています。基本は先ほど申しましたように就学前の子供さんについては保護者の方で責任を持って通園、幼稚園まで連れてきていただくというのが原則でございます。ただし、どうしても足がない分については、そういうふうな交通手段をきちっと考えてまいりたいと思っています。

それから、高校生を初め一般の方の送迎を利用できるんじゃないかということなんですけど、まず高校生は道路運送法の範囲内ではちょっと無理だと思います。というのは、これJRと書いてますけど、町外に出るということは、これはもう道路運送法としてはできないと思いますので、ただその範囲内ではちょっと不可能だと思います。城戸議員がおっしゃったように白ナンバーですから自由にできるということなんですけど、確かに道路運送法の、やはり道路運送法というのは基本、人を運ぶ公共バス運行とかというのはきちっと有料、お金を取って認可を取ってやらないとできないというのが、これ道路運送法の適用範囲になると思いますけど、おっしゃったように町がバスを持って白ナンバーでやればどこでも運べるよということなんだろうけど、これは法には触れないけれども決して好ましいことではない、いわゆるグレーゾーンの取り扱いだと思います。いわゆる例えば旅館あたりが白ナンバーで自分のところにお客さんを送迎する、これは違反にはならない。だけど、その帰りにいろんな道の駅に寄ったりいろんな観光みたいなのをすると、これは営業妨害なんですね、きちっと緑ナンバーでやってる人たちの。こういうものを公共である行政がやっていいのかということが僕はあると思います。いわゆる道路事業者との競争になることを町がやっていいのか、高校生を駅まで送って、これはもう完全に緑ナンバーのやり方なんですね。これはまずできないと思います。高校生を無料で町外にということ

は、これは白でも僕はお受けはできないと思いますが、ただ白だから自由にできるということで、もし町がやったとしたらデメリットのほうが僕は大きいと思うんですね。町の公共交通そのものが壊れてしまう。恐らく西鉄さんも町がそんなことやるなら、もう久山町には、もともと赤字路線ですから入りませんよという、恐らくもうなるので、久山には入ってこないという可能性、十分に私はあると思います。JRさんでも本当はもう赤字だから負担金を町からもらいたいという状況の中で、町の都合だけで行政が事業主体となってそういう送迎をやってしまうと、事業としてやっておられる民間業者さんが恐らく久山町から撤退する、そのときに町として、どうなのかということ、これはするべきじゃないかと私は思っていますので、ちょっと城戸さんから大変詳しい提案があつてますが、町としてはちょっと無理じゃないかなと、私はそういう考えを持っています。

それから、子供たちの社会見学とかに活用したらどうかということなんですけど、これは現状、社会福祉協議会のほうに各小・中学校とも、ちょっと町内あるいは勉強するときに必要なときは社会福祉協議会のほうにお願いされて、年間4、5回協議会のほうにお願いされて、社協がバス持ってますので、それを活用してますので、特段の私は支障は、あつてないように聞いております。

ちょっと長くなりましたけど、そんなふうで、こういう意味で町でマイクロバスに対して運転手さん雇ってやったほうが良いという御提案なんですけど、そういうふうな事情で町はやるべきじゃないと私は思ってます。

それともう一つは、人を運ぶというのは大変重要なことでございます。一番大事なものは、確かに運転手確保できるかと思いますが、人の命を預かって事業をやっている運行会社というのはきちっと運転者の教育研修をきちっと定期的にやりながら、そういういろんな、ただ経験があるから雇っとくだけでは、僕は町民の安全を確保できないんじゃないかなと思ってますので、そういういろんな面から含めて、ちょっとこれは一考する必要があるかなと思っております。

○議長（木下康一君） 城戸議員。

○6番（城戸利廣君） 今ですね、何か私が錯覚してるんじゃないかというような答弁がありましたけど、そういう営業車と自家用車のところは私も十分知っております。今回、この質問した趣旨は費用対効果の問題ですね、これがあるわけですよ。結局今度イコバスを持ち出すときは、今回予算に上がっていましたが約8,000万円が一般財源から持ち出されるわけですね。だから、そういった費用対効果の面で今度イコバスを新しく入れられるということで、対象者が今先ほども言いましたけども高齢者主体になってしまう、これは当然のことですよ。昼間、久山町に残っておられる人は限られます。その中でもお年寄り

車持ってあるわけですね。だから、そういったこと、そういった状況の中で、今でもかなりのお金が出てるのに、さらにまた1台入れるのには、どうかという形を質問しとるわけですよ。それよりも今私が言ったふうな子育て支援を導入したほうがいいんじゃないか。ただ、町長が言われた園児バス、こういったものは法律的にどうのこうのと言われてましたけど、多分保安基準だろうと思うんですね、運送車両法の。でも、保安基準のどこに書いてあるっちゃろうかと私思ったんですよ。定員は大人2人、子供3人と、年齢で12歳以下と保安基準。あとはずっとブレーキじゃ何じゃって書いてあるけど、町長よく勉強されてあると思うんですけど、ただ法律、どこに書いてあるか、ちょっと私それわかりませんでした。

それからもう一つ、自家用車、確かに町長が言われるごと、競争の社会だから、客を奪ってしまってバスもう来んよと、今さっき話されましたけど、私は高校生については、もう56人しか乗れない、本当に困っている人が。だから、ちょっと土井駅とか篠栗駅とかという範囲内あるいは、もう一つはあそこまで行かなくても山から下ってどうのこうの、自転車で来れんよとか、朝来にくい人とか、帰った、帰ってきたとき女の子とか帰りが遅いよって、怖いよってというようなところは来るところまで来て送るとか、そういう形も一応含んどったんですよ、私も説明不足で申しわけなかったですね。そういうことをあれします。

それから、ちょっとこれ角度をかえますけども、今回のイコバスのこの導入については、昨日もこの総合基本計画、この中でもこれ審議会の会長が言われてますけど、住民ニーズを踏まえた交通手段であってほしいという形で、これ事前に昨日もらった資料に書いてあります。これ、仮にもう今イコバスが計画的にどんどん進んでますから、計画は、そのときに、それに際して町民の意見というのは今回イコバスを議題にするよというときに何か聞かれましたか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、1点目の送迎バス、基本的に、確かに城戸議員さんも道路交通関係は私よりも詳しいと思いますけれども、まず私が申し上げてるのは、城戸さんがおっしゃるコミュニティバスを増便するかわりに子供たちの送迎の子育てに使ったらどうか、費用対効果の面からということなんですけど、そこがちょっと違うんですよ。高齢者対策とか一般町民の方の足のない交通弱者の方の対策と子育てと、これを変えることは私はできないと思っています。これはこれ、こっちはこっちだろうと思いますので、これのかわりに子育てをとというのは、ちょっと論点が、それを町としては、これはきちっとした高齢者の足確保、それから近年問題になってる高齢者の方の運転による事故等が発生してま

すので、一定の高齢になると免許を返してくださいという、そういう流れになっていますので、そのためには久山町内のコミュニティバスの充実は、ある程度図っていく必要があるから、これはこれできちっと私は、城戸さんがおっしゃってるこっち側も大切だと思います、子育てのほうも。だけど、こっちをとってこっちというのは、ちょっとこれは違うかなと思ってますので、おっしゃってることは十分私も理解していますので、ただ子育ての中で言いました高校生を二百何人かおるんですけど、高校というのはあちこちあります、その特定の部分だけを町が道路運送して公共サービスとしてやるというのは、ひとつ問題があるし、これはまた現実的にちょっと難しいかなという考えを持っています。

それから、エコバスの声を聞いたのか、これは議会のほうにも上がりましたけれども、地域回りをしているときでも一番上がってきたのがエコバスの時間が、かかり過ぎるといいう、この声はずっとどの集落でも、特に高齢者の方からいただいておりますし、利用者アンケートも公共交通協議会の中でもずっとやってきた形で、今回その一つの町民の利用者の方の要望に応えるという形で今回1台増便という。ただ、議員がおっしゃるように費用対効果というのは確かに低いと思います。しかし、一方で福祉政策として非常に高いものだと思っていますので、この辺は福祉のほうを少し重点を置くべきかなという形で、今回もう一台増便という形で予算計上をさせていただいています。

○議長（木下康一君） 城戸議員。

○6番（城戸利廣君） 確かに時間がかかるよというようなことは、私も町の中を回って何回か聞きました。ただ、本当に利用者が少ないという中で、さらに1台増やす必要があるのかなって。お年寄りって結構時間あるんですね。だけん、私言ったんですよ。なあじいさん、別にあんた慌てんでよかろうと、時間十分あるばいと、どこ行くとなって言ったんですよ。やっと思ったんですよ。そりゃそれもそうばってんなって、言われたんですよ。そりゃ1台で運行しよるんやけん、そりゃやむを得んと。バス停も今日は、明日、昨日はここよというふうに、ころころ変えることできんけんね、そういう時間に合わせて来ればよかろうがという話をしたんです。だから、そういう意味で、もしこれ以上質問しても何ですけど、大体私もわかりました。どうか費用対効果の面でも、もう一台増車するなら、どうか慎重に住民の人たちの意見をしっかりと聞いてやられるように望みます。

以上で終わります。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 費用対効果というのは大切なことだと思っていますので、エコバスというのは高齢者の方たちだけじゃなくて、一般町民の方が利用していただけるような工夫を考えてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 次に、7番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 私は3本の質問をいたします。

有害鳥獣駆除対策について、介護予防・日常生活支援総合事業について、JR篠栗駅バス停のトイレ設置についての質問をいたします。

まず、1番目の有害鳥獣駆除対策についてでございますが、第3期久山総合計画の後期関係につきまして昨日説明を受けましたが、その中での答申の中でも後期基本計画に掲げる施策の着実な実現に向け6項目に留意して行政運営に努められたいということがございました。この中身の4番目に急増するイノシシ、鹿等の鳥獣被害に対する努力に努められたいということもございました。こういう面も含めまして、久山町全域の広範囲で今現在森林、農作物への有害鳥獣被害が増えています。昨日ですが、夕方、藤河の公民館の横の道路に鹿が3頭草を食べておりましたが、その道路上に中学生が自転車で帰ってきております。そういう現状であります。それから、あと夕方でございますが草場公民館周辺で5頭、6頭が連なっていっておる、また風月原から山田幼稚園にかけてもイノシシが5頭から10頭、もううろうろしております。また、上山田の新幹線から原山に抜けても今現在たくさん鹿が出てきております。久山町が植えておりましたオリーブも今食べております。そういう現状、そして上久原の新しい新県道が今できておりますけども、その植樹帯にオリーブを試行的に植えた、そのオリーブも食べられております。現在、そういう形で夜間にもう5、6頭群れをなして来ております。ですから、新建川を渡ってシャクヤクが食べられるのも時間の問題と本当に緊急的な状況だと私は思っております。まず、そういう状況の中での町長の認識はどうでしょうかということをまず1問目質問いたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 有害鳥獣対策については、本当に行政も頭を痛めてるところでございます。ただ、これまで頼りとする猟友会の方を中心として有害鳥獣対策を、箱わなをしたり、あるいは猟友会による駆除ということで対応してきましたけれども、今阿部議員がおっしゃったように、ちょっと最近ではイノシシ、鹿等の出没の量がちょっと非常に著しく多くなったと。それに伴って山間部あるいは集落近くの農作物の被害等もかなり発生しているという状況にあります。市町長会でもよくこの議題については話を出すんですけども、現状一番出てるのが篠栗と久山町のようにございます。ですから、篠栗町の長も非常にそれに頭を痛めてるということなんですけども、それ以外は出没しているという話はあるけど、余り被害とかについて真剣な意見を聞かないというのが現状でございますけれども、県とか国との会議のときには、必ずもう強く対策については私も意見を出しております。しか



しながら、いつも返ってくるのが防除のネットの支援とか箱わなの支援とか、そういう、あるいはジビエ料理の普及とかという、根本的な回答というのは出てこない状況なんですけれども、ようやく県のほうもこれではいかんということでも立ち上がって、県全体で県が農林水産あたりと一体となって、そういう対策に取り組んでいこうということで、福岡県の広域森林組合あたりにも協力をしていただきながら、森林管理という形から一緒にそういう組織を作ってやっていきたいと思いますという形に今ようやくなっております。そういう状況と、本町の今後のやり方については、ちょっとまた担当課長のほうから方向性を説明させますけれども、確かにもう言われるように、農作物の被害だけじゃなくそういう車との接触とか、あるいは人身等のそういう事故があってはなりませんので、町としてもちょっと抜本的に対策を考えていきたいなと思っております。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、町長の認識をお聞きしましたが、困るとるということで、どうしようもないというふうにししか聞こえません。まして今の今度の29年度の当初予算の中にも農業振興費の有害鳥獣関係ですかね、有害鳥獣捕獲補助員の報償費10万円、猟友会への委託料が45万円、狩猟免許取得助成関係の分が20万円ということでございます。そして、備品購入が35万7,000円とありますけど、この備品は中身、まだ説明聞いておりませんけど、わかりませんが、箱わなとか、くくりわなとか、いろんなことがどのくらいこの中に入っているかわかりません。ただ、こういうこのくらい関係では対応は、できないっちゃなかろうか、その認識的なものが、それからもう一つは田園都市課の中の農業者担当の今の状況ではできないっちゃないか、それと一番困ってるのは久山町ですから、そういう中での今現状の自然環境、森林資源と田園風景のある里山のある久山町が、荒廃森林になり荒廃農地となった場合に、一番久山町がまちづくりができないということじゃなかろうかと思っております。そういう中での本当に町長が何とかせんにやいかんということが、この予算の中では表れてないんじゃないかと思えます。

それからもう一つは、今糟屋地区の市町長会でもそういう対策があって困ってるのは久山町と篠栗町で、あとはそんなにないですよというわけです。ですから、一番困ってるから余計、今の段階の中で処理加工施設とかいろんな形で共同で造って、久山町が先にそういう形で進んでお願いに行くとか、また県に対しても、そしてまた全国でもいろんな形で鹿の被害、イノシシの被害が出ておる、その対応はいろんなことでされております。しかし、それが本当に効果的なものでは、なかなかないようでございますけども、それぞれの市、町がいろんなことを検討しています。ですから、久山町もそういう検討をしようとかという内容がまだ見られないんですが、その辺、町長どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 予算にはその金額しか今年度上げてませんけども、動きはやってます。議員も担当されたことあるから難しさというのは、わかると思うんですけども、駆除の方法は、もう鉄砲で撃つか、わなでとるしかないんですよ。ただ、それについても非常に銃でやるにしても猟友会の高齢化が進み、町内でももう6人ですけど、実態はもう3人しか稼働できる方たちはおられませんし、郡内においても決して、そういうできる状態の猟友会になっていませんので、年に1、2度、合同である町に入ったり、それはしていただいています。ただ、それでは解決にならないというのが、相手は動物ですから、現状なんですよ。そういうことで、さっき言った単町、単町ではもう無理だということで福岡県が頭になって、いろんな組織化をしてやっていく、それでも基本は箱わななんですよ、わななんですよ、そういうことしかできない。ですから、町としても猟友会のほうにお願いしてますけれども、猟友会だけではとても、わなの設置の数も限界があるので、町としてはいろんなそういう各行政区からそういう協力隊を組織していただいて、箱わなの設置とか見回りとか、そういう組織化はやっていこうと考えています。

それともう一つは、銃による駆除にしても、結局民家から一定距離離れたところにならないと撃てない、しかも夜は撃てない、いろんな法の規制があって、相手は夜行性の動物に対して非常にこれは難しいところがあります。かといって放ってはできませんので町としては、今度はもうその対策の対象者を応援してくれる対象者を増やしていくしかないなと思っています。それは1つには県と一体となった取り組みを、それからもう一つ、今、民間の組織で団体でそういう箱わなを設置したり駆除するところがありますので、全てを猟友会にというわけにいきませんので、もう民間に委託をしながら、視野に入れた対策を考えていきたいと考えています。役場の中に職員を置いてその猟銃持っていくという形じゃないわけですから、これはもう猟友会にお願いしたり民間にお願いしたり、あるいは県等の組織と広域森林組合にお願いしたり、そういう輪を広げた形で対策を進めていきたいと思っています。予算面については、そういう金額しか今上がってませんけど、現に久山町内の民間のほうに実際どこに、その鹿が出てきてるのか、動いてるのかという調査は山田のほうでは、ちょっと今したところがございますけど、今度久原のほうも、そういうことをしながら民間とも協議しながらやっていきたいと思っておりますけれども、ただこれは今まで長年猟友会の方たちにお願いしてきていますので、きちっと猟友会のほうと協議をした上で、そういう県とか民間にもちょっと協力をお願いしたいという形でしながら進めてまいりたいと思います。なかなかできてないじゃないかという御指摘もあるかと思いますが、非常に相手が動物だけに非常に難しいということも御理解いただきたいと思ってい

ますが、いずれにしても放置はできませんので、そういう形で今年度は進めたいと思っています。県の取り組みについてちょっと課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 現在、福岡県が音頭をとりまして、久山町と篠栗町と共同での被害連絡協議会を設置するような方向で進んでおります。特にイノシシは頭数は若干増えてますけど、鹿に比べますと、そういう頭数の被害関係が少なく、鹿のほうがたくさん増えてるような状況です。鹿につきましては箱わなでは、ちょっと捕獲ができないというふうなこともございまして、そこら辺の協議を重ねながら早急に対策を練っていきたいということになっています。今、案として出てるのが、福岡県の広域森林組合のほうと連携をとりながら鹿対策をやっていくというふうなことで、まずは3月にその連絡協議会を立ち上げるというふうな形の分で今後進むようになっております。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、町長が、あなたも前担当しとったから知っとるでしょうかと、そういう一般質問の中で言われても私も困るんですが、逆に知っとるから余計いろんな形で難しいことはよくわかっております。しかしながら、だからといって今現状では久山町が一番困るという形でございます。ですから、今イノシシよりも鹿が本当に非常に多くなっております。被害も多いです。被害調査もしておられるということで今聞きましたけども、実際現場、いろいろな人に聞きますと、そういう調査とかいろんなことも本当に町はわかっとならうかという話のほうが大きいです、今現状は。箱わなとか、くくりわなとかという形での一頭一頭の話では間尺に合わん状態でございます。ですから、大きな囲いを造ってその中に誘導するとか、それを携帯電話で電波で送って電動でドアを遮断するとか、いろんなことが今ほかの町ではされております。ですから、いろんなことの研究をするということも必要じゃなかろうかと思えます。

それともう一つは、今現在それぞれの農家の人たちが畑を自分でネットで囲ってあります。しかしながら、もうそういう場合じゃないことになってきとるとです。ですから、大きく広くネットもどういう形ですとか、本当に全体的に地域で考えないかんとということで、次の2番目に上げております協議会を作って、地域対策協議会とかいろんな形で早急に作って、地域の方と一緒にあって駆除対応していく必要があるんじゃなかろうかと思えますし、またいろんな人の力も出してもらって、そういう中での地域と一体となった駆除対策の環境作り、それが町のほうが誘導して、いろんなことでそれを進めてもらいたいし、またその必要があるんじゃなかろうかと思うんですよ。ですから、そういう研究と併せて地域の人と一緒にする環境作りを早急に、それが要るんじゃなかろうかと思えます。

その点について町長の考えをお聞きします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどの答弁、ちょっと失礼しました。今、議員がおっしゃったように鹿はわなではちょっと無理ですので、そういう一定の場所を確保して鹿がそこに餌をやって集まったときに今のITを使った形でのリモコン操作でネット捕獲するという、いろんなものを我々も研究しています。そういう研究を重ねて今いろいろ対策してる最中なんです。それが本当に効果的になるのかどうかというのも含めながら、そういう意味でいろんなドコモの会社とかさっき言った民間団体とか、そういう人たちの意見を聞きながら対策を今練ってるところでございますので、そういうことをしながら進めていきたいと思っています。

それと、町内にそういう町民の方の関係者の協力を得ないと、なかなか人的な力も必要でございますので、今農区長さんあたりと一緒に、早急にそういう組織を立ち上げていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 町長が言われますように、そういう協議会を早く立ち上げてもらって、今困ってることを町民のほうにも言ってもらって、一緒になって対応していく方向を進めてもらいたい、またいろいろな対策の研究もしていただきたいと思っております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業につきまして質問いたします。

介護保険で全国一律だった要支援者向けのサービスが4月から市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業へ移行となりましたが、久山町の状況、体制について、また国は地域の実情に応じた多様なサービスを期待しているとあります。久山町独自のサービスはどのようなことをされているか、またどのような移行の状況、また久山町のサービス状況をお尋ねいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この件については、介護サービスの事務的な内容でございますので、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（木下康一君） 物袋健康福祉課長。

○健康福祉課長（物袋由美子君） お答えします。

平成26年6月に介護保険法が改正され、介護予防・日常生活総合事業、略して総合事業といいますが、平成29年4月までに開始することになりました。総合事業は65歳以上の高齢者の方が、できるだけ介護を要する状態とならずに自立して暮らしていけるように介護予防や生活支援のサービスを行う事業です。これまでの要支援1、2の方を対象とした介

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と、介護予防通所介護（デイサービス）を、今度は全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じて市町村が包括的かつ効率的に実施することができる総合事業に移行されます。

なお、介護予防訪問介護と介護予防通所介護以外のサービスは、今までどおり介護保険のサービスとして提供します。

久山町では平成28年4月から総合事業を開始しています。

次に、体制についてですが、久山町では、地域包括支援センターが中心となり事業を実施しています。社会福祉協議会や在宅介護支援センター等とも連携しています。3人体制の地域包括支援センター職員を平成29年度は4人体制にして事業の充実を図りたいと要望しております。総合事業は要支援1、2の方と基本チェックリスト該当者に提供される介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上の全ての方を対象として介護予防に関する啓発等を行う一般介護予防事業で構成されています。久山町独自のサービスとして、介護予防・生活支援サービス事業が、訪問型サービス、通所型サービスともに介護保険の事業所で提供される現行相当のサービスや緩和した基準によるサービスに加え、社会福祉協議会で実施している、ふれあいスクールと元気サポーター養成講座に行っていたボランティアさんによる地域デイサービスを位置づけて実施しています。介護予防事業では地域リハビリテーション活動支援事業としてリハビリや運動の専門職による運動指導やC&Cセンターで実施しているピアジェフィットネス事業を位置づけて実施している状況です。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、たくさん言っていただきましたけども、なかなか専門的で難しい形になるんですよ。ですから、問題はこういう国から町のほうに移行があったということで、町民が、じゃどこがどう変わったんだということのお知らせとか、久山町が先取りして、全国的にはなかなか町のいろんなことで難航しておるという状況でございます。そういう中で久山町も1年前から先に移行されておるということでお聞きしまして、それが本当に町民のほうに全然わかってないんじゃないかなと思うんですよ。新聞では本当に全国的には難航してると、じゃ久山町どうなってるんやろうということが出てくるんですけども、いつの間にかもう久山町は、なってるよということ。そして久山町独自はこういうことをしておるんですよという、その久山町独自のいろんな健康行政がもったいないと思うんですよ。だから、久山町がいろんな健康で進んでおるんですよということがサーッ、サーッと全部がいつているから、町民も当たり前と思っとるし、だからよその町に対してもアピールが、久山町こっだけ進んでおるんですよと、こっだけ特別に久山町がこういうサービスをしてるんですよということを出していつてもらわんにゃいかんとですよ。だか

ら、それをこういうときに有効だと思うんですよ、率先して久山町はもう移行しましたよと、久山町独自はこういうことをしてますよということを今ずっと法律的な言葉で、ずっと言われましたので、町民はわかりにくいから、そういう中でわかりやすい項目をこういうことが久山町独自ですよとか、そういうお知らせ的なものは随時出していただきたいと思います。

それから、わからないのは、国から町に移行になったというときに補助金とかいろんなことのお金の流れはどうなってるのかなというのが、ちょっと不思議でちょっと思ってるんですよ。ですから、これに対して国から町に移行になったときに、もう国は全然もうタッチせずに町の手出しが多くなるんじゃないかろうかということの心配もあるんですよ。その辺はどうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員の御指摘のように非常にわかりにくいだろうと思います。今の課長の説明にもあった、ただ介護保険法の中でのこういう制度がよく変わるんですけども、議員がおっしゃったように国から伝達する言葉をそのまま言っても、なかなか町民の方はわからんのではないかなと思います。簡単に言いますと、今まで介護保険法の要支援1、2のサービスは、今までは、その方たちというのは事業所とかそういう形での介護保険法の中でサービスをしてたと思うんですけども、その事業が要支援1、2、いわゆる比較的軽い方ですかね、ホームヘルパーとかデイサービスとか、そういうのは病院の中でこのデイサービスを受けられたと、そういう事業が今度は町でやんなさいと、これが移行したんですよ。これを町のほうでやる。当然その費用というのは、今までこういう久山町は福岡県の介護保険広域連合の中でやっていますので、そういう予算として国からの予算が入ってますけども、今度は予算項目が変わって、今度は地域包括支援の形の中で地域支援サービスという形で、その国からの助成金というのは、むしろ増えてきてますので町の負担が大きくなるということはありません。そういう中で、じゃ久山町が今度国から久山町になったサービスをどんな形でやっていくかということを経験がおっしゃったように町民の方にわかりやすく広報あたりで、例えばイラストに描いたり、あるいは地区の集まりの中で説明していく必要があるんじゃないかなと思っておりますが、そういう移行する中で例えばデイサービスあたり病院で受けられてたのを今度町で、ところがもう既にそういうふれあいスクールとか久山町やってましたので、それに切り替えていこうとか、あるいはもう一つ地域に入り込んで各地区で公民館を使わせていただいて、地域のボランティアの方たちを結成していただいて地域での、そういうデイサービス、ふれあいサービスを、今、もう山田のほうは既にそういう組織ができると聞いています。今後全町にそう

いう形を作っていくような状況にあります。

それから、一般介護予防事業については、そのリハビリですかね、それを運動とかそういう専門職による運動指導をC&Cセンターでやっていこうと、そういう形なんですけど、今現在もうC&Cにフィットネスとかありますから、その中にそういう教室を作っていこう、こういうふうなやり方で進むようにしていますので、要は実際にもう町がそういう制度の切りかわりで取り組んでるんですけど、議員がおっしゃったように町民の方になったのか、わからんということでしょうから、その辺をまたわかりやすく広報していくようにさせたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 本当に今久山町がいろんなところで健康事業をされてると、最先端を行ってるということで、本当にいろんな形でPRして町民にもわかってもらいたいし、町外の人にも久山がこれだけすごいことをしてるんだよということを、知ってもらう方向でというようなことを宣伝していただきたいと思います。次に3問目に入ります。

J R篠栗駅バス停のトイレの設置でございますが、現在久山町、地域公共交通網形成計画が検討されていますが、公共交通の充実を図るためにも、その拠点の一つであるJ R篠栗駅バス停の環境整備が必要であります。その一環としてトイレの設置を一番に私は考えるものでございますが、高齢者のバスの利用者、今、元気な高齢者の健康作りという形でいろいろなことがされておりますけども、元気な高齢者に率先して家を出て行って行動してもらいたいし、また行動しやすい環境作りとして、高齢者の人は、どうしてもトイレがどこにあるか確認して出られます。そういう中での篠栗駅バス停に今現在トイレはございません。また、篠栗病院等の利用者、それから通勤通学者、そしてバスの運転手さんも困っております。ですから、バスの運転手さんあたりも、そこの利用者の方ですけども、駅のトイレを使ったり、クリエイト篠栗のトイレを使ったり、いろいろな形で今現在はされております。それこそ、このごろですがバスの運転手さんがトイレに行かれとる、その間どうしてもバスに鍵をかけて行かれます。これは安全のために当然のことでございますが、その間、寒い中バスに乗られんとですよ、バス停の中に。ですから冬は寒い。待つ間、夏は今度は暑い。早くクーラーのきいたバスに乗りたい。そういういろいろなものもでございます。そういう中で早くトイレの整備が必要でなからうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員の御質問はJ R篠栗駅前のバス停留所の件だと思います。ここは現在町のほうがJ Rのほうからバスの停留所として、ベンタナヒルズと共同で借りてると

ころなんですけど、敷地も余り広くはありませんので、なかなか施設というのを造るのは協議が必要だろうと思います。トイレの件ですけれども、1つは篠栗町では篠栗駅北側の整備が近々になされると聞いています。いわゆる今の跨線橋がなくなって今の篠栗の有料駐車場、クリエイト篠栗のほうから直接駅のほうに結ぶ形ということで聞いていますので、もしかしたら場合によったら駐車場のあれが少しずれてくるのかなというところもありますので、今現在すぐあそこの中にトイレというのはちょっと、もう少し待つ必要があるかなと思っています。ただ、利用については、もう跨線橋じゃなくて直接ホームのほうに行けるような形になるようでございますので、トイレあたりは割と今よりもよくなるのかなと思っていますが、ただ一方で西鉄バスのほうが遅れたりする形もあるやと思いますので、待ってる間にトイレとか催すこともあるだろうと思いますので、いずれにしてもそういう利用者のサービスからいくと、おっしゃるようにトイレというのも考えていかないかなと思っています。これ仮設じゃ認められませんので、やるならばきちっとした、ただ、今の面積では男女共同のトイレのあれが確保できるかなというの、ちょっと考えておりますけれども、そういう篠栗北側の整備の状況もちょっと聞きながら、またJR、それからベンタナのほうと話してトイレの整備ですかね、これもそんなに費用はかからない形でできるんじゃないかなと思っていますので、考えていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今現在、町長言われましたように篠栗町の29年度の当初予算の中に、こういう予算が何億円か上がってきております。ここが久山町で借地をしとるわけですね、JRから。その借地の中で公共下水道の負担金、これは町が払っております。ですから、そういう中で町が設置することは可能だし、また必要でなからうかと思っています。最後になりますけども、最後の質問になりますけども、篠栗駅の重要性ということで今上久原の区画整理事業がもう完了して、もう家も建ってきております。それから、草場開発がもう今年の当初予算でも上がっておりますけども、そういう住宅整備が進んで。また、首羅山遺跡の活用、そしてまた新規企業の今建設もあって、その人たちの従業員、パートさんの通勤の関係、いろいろなことで新しいルート、新県道等の新しいルートも検討できる今状況の中で、この篠栗駅は本当に久山町の重要な窓口になるんじゃないかろうかと思っています。ですから、今からは篠栗駅からバスで10分とか、そういういろんな形の話ができるんじゃないかろうかと、そういう意味でもトイレは必要であるし、また早急に造らなければならないと思います。最後に町長のお考えをお聞きします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） JRと協議を進めてまいりますので。



○議長（木下康一君） ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 会議を開きます。

その前に再度確認をさせていただきます。

傍聴者の皆様には電気機器の電源を切っていただきたいと思います。

それから、質問者並びに答弁者は、もう少し声を大きく出して受け答えをお願いしたいと思います。

それでは、8番本田光議員、発言を許可します。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 久山町上久原土地区画整理事業について、それから今後の医療制度のあり方についてを質問いたします。

まず最初に、久山町上久原土地区画整理事業について質問いたします。

1973年、オイルショックとともに高度成長が下降し始めました。そして、1991年、平成3年ですけれどもバブルが崩壊し、土地の価格は上昇しないという結果が出てきました。ちょうどこの区画整理事業が上久原区画整理事業が定款あるいはまた発足したのが大体そういう時期にきておって、もう既に29年が経過しようとしております。そこで、まず施行者である上久原土地区画整理事業組合から町に対してどんな要望が出されてるかということとを12月議会で質問いたしました。町長は1つには組合が持つ保留地を処分するところに来ているけれども今思うように進んでいない。2つ目には組合保留地と町の保留地との早く売れる場所を変更してほしいとの要望が上がっており、今協議している。もちろん入れかえを行う場合は土地の評価を換算して行っていきたいというふうに答弁されています。

これまで町は12区画の保留地、付け保留地は平成28年度中に売却するというふうに言われてきましたけれども、もう既に28年度は1カ月を切っております。したがって、組合土地区画整理事業の保留地処分金は組合の主要な収入源であり、組合経営の根幹であるというふうに考えます。今現在、組合保留地と町の保留地のどことどの保留地を入れかえたのか、価格を含めた売却の進捗状況と関係資料の提出を求めたいと思いますが、町長、答弁願いたいと。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原の土地区画整理事業につきましては、本来の事業年度はもう終

わってるわけですけども、現地のほうが最終的に解散までまだ至ってない、最終換地まで至ってないという状況の中で進んでるところでございます。現在組合としても最終残事業の国と町からの貸付金、それから残りの残工事を完了させるために、いろいろその財源となる保留地処分を活発になされているところでございます。そういう中で、今現在組合の保留地としての土地がなかなか進んでる一方でまだ処分できてないということもあって、区域内は当然町の換地を受けた土地がありますので、そこを早期に買い手の、いろんな組合としても要望、いろいろ報告出してありますので、買い手が早くつくような土地を処分していこうということで、その中で町が受けた換地と組合で今現在持っている保留地の一部の交換のお願いがなされておりますので、町としては事業を進めるために、これをやっていこうと思っておりますけども、当然交換については同じ評価額でということをやっていきますけども、今現在第2委員会のほうに所管委員会のほうにそういう説明をしておるところでございます。そういう中で、現在12区画の組合の保留地、付け保留地の中で、現在売却の進捗状況は3区画の売却が完了し、2区画が手続という状況にあります。それから、どこどことか、そういう資料は今まで本田議員もその所管であります委員会のほうに、ずっと提出して御説明してきたとおりでございますので、そういう委員会等で今議会必要であれば他の議員さんにもお渡しは可能だと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今、町長から説明受けたけども、2月17日やったですかね、委員会開いたときにいろんな町有地、保留地の所在地等あたりが出されました。そして、今までも大体出された資料が、その都度ちょっと違うようなというふうに僕自身は捉えています、出されてくる資料が。例えばじゃ数字の10と書いた保留地あたりとどこを交換しようとするのか非常にわかりにくい状況。それと、実際保留地と付け保留地、これが本当に28年度中に売却してしまうというふうな町の方針だったけども実際売れない。売れなかったら、じゃどうするかということにつながるわけですが、最初のこの目算が狂ってしまったら、なかなか進展しないと、結果的にお金が入ってこないという。だから、再三今までも言ってきたのは、いろんな土地の不動産あるいはまたハウスメーカーやら、あるいはまた、いろんな大手デベロッパーとか、さまざまなことが考えられると思いますが、やっとな今立て札が立つとるわけですね、売り地という。そういうことで、なかなか買い手がなかったらそのまま残ってしまうと、こういうことなんですけども、いま一つわかりやすい資料を提出してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） わかりやすい資料というのが私にはわからないんですけど、委員会で

きちっと議員の前に資料を渡してこれとこれを交換します、評価額はこれとこれですということ、きちっと今まで説明してきたと思います。わからなければ、そこでおっしゃっていただければいいし、何もごまかしたりとか、そういう形をするものでもないし、きちっとわかる形で今までも資料は出してきたんじゃないかなと、私はそう思っています。売れなかったらどうするか、売れなかったらどうするかというよりも売らないかんわけですよ。だから、こういう形で交換をしたいと思ってるけど、議会のほうに理解を求めるということで再三委員会の方にも御迷惑かけますけども、最終しとって、確かに余り好ましいことではないけれども、売れないからもう一回という形で組合のほうも要望がまた変わってくるということもあるんですけども、基本はもう土地区画整理事業は国、県、町のお金と、それから自分たちで減歩を出した土地の保留地をもって事業を進めていく、その中で、もう事業年度は終わったわけですから、もう既に国、県、町のお金というのは、今までの事業の中で整備の中で全部使っているわけですよ。残りは当然一番の財源となるのは保留地ですから、保留地が売れるまでは、お金がないから借入金をしてあるのが国と町から借りてる1億円、これを精算するには土地を売らんことには進めないわけですから、その分で今組合も苦勞されて、そういう町のほうにお願いに来てあるわけですから、これはまず売れなかったらというんじゃないで、売るためにどうするかということ、ぜひ町も議会も一緒になって押してあげないと完了しないと思うんですよ。ですから、資料が必要ならばいつでも資料は出して構いませんので、むしろ先に、本田議員もいつも早く終わらさないかんって言うていただいているように、もうここまで来たら、町は早くこの事業を完了させる方向で力を出していくべきだろうと思うんですよ。そのほうが、また町にとってもデメリットのほうが大きいんですよ。いまだ最終換地ができませんので登記もできない。もう土地を買ってある方もそこを担保にもできない。ましてや町も毎年1月1日が課税評価の見直しですけど、それもできない、従前のままという形。これはもう町にとっても大きなデメリットになってるわけですから、ぜひお願いしたいのは、早くある程度要望をきちっと指導しながら聞きながら、きちっと同じ評価額でやるわけですから、その評価の中で交換をとるという要望ですので、これは僕は町で当然、もう当然というか、やっていくべきだろうと思っています。これは区画整理地区が勝手に民間でやられた事業でない、これはもう御説明するまでもないんですけども、町の人口政策と地域の整備、集落整備という形で、この事業がスタートしてるわけですから、最終的にもう30年近くかかりましたけれども、組合は組合で苦勞されたと思いますけれども、あれだけの広い範囲の中でここまで来てるので、ぜひあと一押しをしてでも完了をさせたいと思っています。

以上です。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 町長、確かにここまで来て後退させるわけにいかないというふうに12月議会でも質問したところであります。しかし、順序があるわけですね。後退させてはいけないという関係と同時に、今の最大限の収入源である保留地をどう処分していくかという、こういう関係もありますし、同時にこれ蒸し返すわけではないけども、旧茨木圓治さん宅跡地あたりが組合のオミットだった。組合が余り焦り過ぎてと。町有地では、なぜそういうふうになるかということもあって、ここ最近の委員会等あたりには町有地に戻したという経過もあります。ですから、一つ一つをきちんと精査して対処していくというのが必要じゃなかろうかというふうに思いますから、例えばもう一度この図面というか、そういう関係資料等を提出願いたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 図面は出すのは構いません。ただ、図面が出なければ進めないというところなんですかね。再三お願いしてるように、今おっしゃった土地については、確かにもう組合も早くせないかんという焦りもあって、今おっしゃった土地については町と交換できるもんだらうということで、もうそこで看板を出されたという件なんですけど、これはもう組合にも厳しく私はお叱りをさせていただきました。議員がおっしゃってる図面、どういう図面なのかという要求は、それも再三渡してると思います。その何が違うのかというのは私もわからないから申し上げてるんですけど、必要ということであれば、それはすぐ組合に言うて出させますので、要はもう順序というか、順序はもう保留地を処分するしか、もう組合は動きようがないんですよ、事業として。ですから、これを解決することを町も議会も検討して早く回答をしてあげるべきだろうと思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 町長、もう組合のせいにしてはだめですよ。あくまでも町有地だったら、組合のオミットとかじゃなくて、あくまでも町の公共用地だったわけですから、旧茨木圓治氏宅跡地はですね、ですから町長が知らないというんじゃないで、組合が余り焦り過ぎたからという、そういう物事の考え方では困るなというふうに思いますし、それと同時に、そうしたどこどこを、国の保留地とどこを交換したか、もう一度わかりやすいようにするために資料の提出を求めたいと思いますが。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 再三言いますが、どこどこを交換する図面と説明を前回やりましたよね。前回やったから、まだそれのほかにということであれば、それは出せますという

ことを申し上げています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） ぜひ出していただきたいというふうに思います。

それから、次に入りますが、久山町上久原土地区画整理組合への貸付金の1億円の返還期日が平成29年9月20日、今年ですね、それと平成30年3月20日となっております。いずれも29年度であります。1億円が今回まだ予算上程だけで審議しておりませんが、平成29年度の一般会計予算に計上されております。これは町税。今、急がなければならないことは、町は組合経営の状況を正確に把握して、あらゆる手を尽くして保留地、付け保留地の迅速な処分が最大の課題ではないかと。また、組合理事の方たちの貸付金貸付規則に則り、確実に履行されるように協議されてはどうでしょうか。その点、町長、どう考えますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと議員のおっしゃってることがよくわからないんですけど、組合としては当然借りてるお金を返さないかんということで、保留地をもって返そうという計画を立ててあるわけですから、きちっとそういう計画でなされています、資金計画は。ですから、最大限努力というのが、もう保留地を処分することしか私はないんじゃないかなと思ってますし、そういう意味で今年度が期限になっていますので、一般会計の平成29年度の歳入としては予算計上させていただいています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 問題は今町長も再三言われるように保留地を処分するしかない、それは僕もそれしかないというふうに考えますが、わざわざ町の一般会計に1億円を上げて、そして当然この久山町土地区画整理組合貸付金貸付規則というのが平成21年2月13日に規則ができ上がっています。その中に、一々ここで読み上げませんが、保証人、第5条、物的担保、第6条、それから貸付けの申請が7条、これは償還計画とか事業計画、資金計画、いろいろと計画書を出さなければならないようになっている。そうしたこういう規則に則って保留地をどう処分してお返ししてもらうかというのが前提じゃないですか。そうしたことを、とにかく売りたいと言っても買い手がなかったらどうしようもない。だから、何かいま一つ危機感がないというふうに僕は思います。もっと危機感持って対処していただきたいと思いますが、町長。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 借入金規則に則って保留地処分とかというのは規則の中にありますかね。あくまでも借入れの規則だと思いますよ、担保を入れるとか何日までの期限とか。

それに則って保留地処分をしていくとか、どうもその辺が私はわかりませんが、危機感がないと、危機感があるから再三委員会のほうにも御説明し、土地の交換、組合からの要望のとおりお願いしているんであって、そこをあれして危機感がないというのが、私は本田議員さんのあれがわかりません。

それから、わざわざ予算計上という、これはもう上げなくては、むしろいけないんじゃないですか。貸付金の期限が平成29年、30年3月までになっておるのに平成29年の予算にそれが返ってくるのが当たり前のことやから、返してもらわないかんわけですから、当然町としては歳入に最初から計上している、これはもう当然のことだと思いますけども、もしその点で何か違うのであればおっしゃっていただきたいし、そういう意味で一般会計歳入、何としても期限内に終わらせる。だから、規則の中には返せないときは、その担保というのを組合も出してあるわけですから、組合としてもそれがないように早く保留地処分をしたいということだと思いますので、そういう意味では議員さんも早く終わらせないかんということもいつも言っていたいてますので、それについては何も問題があつて、何か組合のやり方の経営の中にミスがあつたり過ちがあつたり、そういうのがあればそれをせないかんけど、私たちはきちっと報告を受けてるし、資金計画とか則りながらきちっと、これはもう町だけじゃなく県にも出しながらそういう形をしてあるわけですから、そのことをどうこうというところはないんじゃないかなと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 12月議会でも質問しましたように、行政もやっとなんか最近になって動き始めたというふうに僕は自覚しています。それから、議会も余り介入したら組合に内政干渉的なものになるということで、遠ざかってきたという点もあると僕は思います。そして、当然ながら、こうした関係が都市計画法に従って言えば何も関与じゃないわけですね。どうやって解決策を見出していかと、あるいはまた終結をどうやって終わらせていかと、この工程関係を行政のトップとしては全体をつかんで、じゃ組合の例えば現在資金計画がどうなってるか、あるいはまた工程がどうなってるか等々あたりをしっかりとつかんで、どう対処していくかというぐらいは町長知るべきじゃなかろうかだと思います。そして、そうしたら全体的を把握して、これを完了させるという、その目標は一緒なんです。ただ、このやり方がどうも町自身も及び腰的な感じは受けます。そこらあたりどうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町が本腰でない。昨日は上久原土地区画整理組合という法人をもって事業を進めていく事業ですから、余り早くから町が干渉はできない、私は基本的にそう

思っています。やっぱり組合の責任できちっと早く事業を終わらせてくれということで、それよりも早くから議員の皆さんも心配して、町が何とか手を入れられないかんじゃないか、支援せないかんじゃないかなというお声もいただきましたけれども、貸付金を国から借り、町も貸してる以上は、町も貸してる中で町がまた支援金とか、それはするべきじゃない、きちっと組合の資金計画の中で保留地処分をして責任を持って組合でしてくださいと、こういう姿勢で私はずっと待っておったんですよ。ただ、今、だから資金計画のもとで、きちっとやってあるけれども、これはもう土地の売れる売れんちゅうのは現状の中で動かな仕方ないわけですから、そこが今予定してた保留地がまだまだ売れ残ってるということだから、これを今組合としては早くしたいというところです。あと本田議員さん、何か組合のほうで資金計画なんかが、ずさんだったとか、そういうことをおっしゃってるのかどうかわかりませんが、きちっと私としては報告も受けてるし、これはもう県が所管業ですから、管轄事業で県もきちっと、そういう報告も受けて指導をさせていただいてるわけですから、それ自体私は何も問題は、なかったと思っています。ただ、再三言いますように事業の財源となる保留地が今まだ売れ残ってるから、これを処分するのが解決策なんですよ。だけん、そのほかに何を精査せないかんとかおっしゃってるのか。もしそれがあれば精査するところでは、やぶさかでないと思いますけれども、おっしゃるように早くせないかんとというのは一緒ということであれば、いかに保留地が売れるかを。それで、委員会からも言われてるように組合も全てを町に頼るな、自分たちの、特に理事さんたちにも、そういう自分たちもある程度そういう責任を持って、そういう感覚を持って、やってほしいということは言われましたので、当然それも理事会のほうに伝えて、理事さんもこの前も言いましたように、もう今回こういう、こことこの部分だけをちょっと町有地との交換していただければ、あとはもう自分たちも自分たちの土地を交換してでも責任持ってやりたいということまで、最終的には私もそういう声を聞いていますので、ぜひそこを御理解いただきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 組合会計がずさんという言葉は僕は使っていません。大体組合あたりが大体どのくらい持っているだろうかと、そして同時に、じゃ保留地を売って返済する関係がどのくらい必要かと。例えば9月20日あるいはまた来年3月20日というふうに当然2分の1ずつ何であっても、こうしたお金が果たして作れるかと。じゃ、今度この1億円というのは、まだ上程されただけで審議しておりませんから、余り具体的には触れることはできないかもしれんけども、じゃこれは国に返す分、それと町に返す分がもう既に上げられとるんじゃないかというふうに理解していいんかという。そして、じゃそういう保留地

を売って当然そこまで努力するのが筋じゃないですか、その期限までにというふうに考えます。でないと、もう最初からぼんと返済する分を予算で上げると。これ貴重な町民の税金なんですよ。だから、町長、再三言われるように、僕も言ってるように、保留地をどう売却するかという件が最大の課題でございます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 予算というのは、予算ですよ、決算じゃないんですよ。予算は当然貸付金を契約が今年度までというふうになれば、国であれ町であれ予算には計上してもらわんと困りますよ、国だって、これが約束ですから。予算とは、そういうものだと思いますよ。そうなんです。確実に返されることになって予算を計上するんじゃないで、これはもう返さないかんわけですから、当然予算として年度当初に組むのが、これがもう原則だと思います。それと、再三おっしゃるように、いかにして保留地、これはいかにして売るかは、もう組合が努力して処分されるわけですから、今組合から出ている要望を聞くか聞かんかなんです。だけど、私としては、これはもうトップとして先ほども言いましたように、これは民間で勝手に起こした事業でない。町の政策の中で一緒にやってきた事業ですから、最後のそういう協力は私は当然していく。その協力が保留地の処分さえできれば、この事業はもう完了にこぎつけるわけですから、それ以外のことを何を問題にするのかということですよ。そうすればそれはもう終わらせて、終わらせてというか、それもうほかにそういう課題がそこに集中してるわけですから、それをぜひお願いしたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 予算の計上の仕方というか、それは当然9月20日が5,000万円ですよ。ですから、当然そこまで保留地を売却するという、そしてまた新たに9月あるいはまた12月あたりに5,000万円が上がってくるとか、そういう方法だったらわからんでもないんですよ。いきなり29年度の一般会計で、そうした予算を上げるというのは、これはいかなものかというふうに僕は思います。次に入ります。だから、そういうことはもう絶対、そういうやり方は、やめるべきというふうに申し上げておきたいとします。

次に、土地区画整理法の第28条、これは役員の職務の関係、また第123条、これは報告と勧告がうたわれておりますけども、町長はどう認識され捉えられてるかお伺いしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） どう認識してというか、もうそのままですよ。当然必要な報告は受けてますし、勧告というのは、何かそういう間違いとか法に外れたようなことをやれば、



勧告とかというのは当然できることになっていきますので勧告していきますけども、これまで法律の施行のために必要な限度内において報告あるいは資料の提出は求めていっているところでございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） これは土地区画整理法の第28条、役員の職務という関係については、いろいろ述べておる中で、毎年度事業年度作成し、監事の意見書を添えて通常総会に提出しなければならないとか、あるいはまた都道府県知事に届け出さなければならないとか。一方、123条では市町村長は組合または組合整理会社に対して、それぞれの施行する土地区画整理事業に関し事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言もしくは援助することができるというふうに述べております。そうした事業の施行の促進を図るための必要な勧告、助言、援助、こういう関係が薄れていたんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 勧告はすることはしてません。必要な助言あるいは報告を受けて協議は随時やってきました。また、援助についても法定援助以外に町単独の援助もやりながら、また技術援助もしながらやってきたところでございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 土地区画整理法の123条から見ますと、市町村長は個人施行者、組合または区画整理会社に対して、それぞれの施行する土地区画整理事業に関し、この工事の施行のために必要な限度において報告もしくは資料の提出を求め、またはその施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言、援助することができるというふうに。ですから、確かにそうした関係が薄れていたんじゃないかと、今までというのが考えられます。確かに政治的な責任はあるというふうに思います。法的な責任というのは、なかなか難しいと思いますけども、道義的な責任、政治的な、そういう町としての政治的な責任、それはあると思いますが、町長どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） どういうところに町長としての道義的な責任があるかというのは、ちょっと具体的におっしゃっていただかないとわからないと思いますけれども、町としても精いっぱい資金面においても、いろんな指導についてもやってきているわけですがけれども、ただ町施行じゃございませんので、基本的な考えは責任持って組合で最後まで完了してほしいということで、ずっとそれを待っていたんですけども、最終的にさっきも言いますように区画整理事業というのは最後の財源は保留地なんですよ。これを売れないから町

長の責任だと言われても困るんですけども、それを今努力してあるわけですから、町としてはできるだけことはやってきたし、だから今いろいろ組合の要望にも応えようとしてるのも、その援助の一つだと思います。

それと、いろんな保留地の処分についても町としても、いろいろ農協、不動産あたりとかいろんな照会もしながら側面では応援はしてきてますし、議員がおっしゃる道義的責任というのは、どういうところかということをおっしゃっていただかないと、私も責任があるかどうかという回答はちょっとできかねるところでございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 先ほど僕が言ったのは123条とか、あるいはまた組合に対しての資料提出を求めたいと、そうした関係含めた町として全体を行政のリーダーとして、そういうのをつかんで、どう助言もしくは勧告をしていくかという関係が、ここに至ってやっと町のほうも去年、一昨年ぐらいから動き始めたというか、というふうに僕は受け取れます。ですから、そうした関係も全体をつかんで、じゃどういう援助をしてるか、福岡県の都市計画課あたりとも十分協議されていく必要があるんじゃないかと、当然県知事認可ですからね、そういうことを申し上げたところですが、そこらどうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう事業年度は終わりましたので、もう県としても、もう何も指導する、指導はあるでしょうけど、ないんですよ。だから、あとはもう町と一緒にやっていくしかないと思っています。ここ1、2年でと言われました、とんでもないですよ。ずっと早く終わらすために組合とは資料提出を求めながら、指導しながら、それでもできないから事業年度の変更を繰り返しながら来ているわけですけど、だから考えていただければわかると思いますけど、31ヘクタールの広大な土地の区画整理、しかも単なる雑種地とか農地だけの区画整理事業じゃないんですよ。集落整備は、もう既存の家が建つてるところの集落整備、道路も全部含めたところを新しい法律でモデル的に、やってる事業ですから、これがそう年数かかりましたけど、ある意味で非常に難しい事業だったということは、これはもう理解しなければいけないと思います。単に土地の増進を狙った宅地造成の区画整理なら、もっと早く終わってると思います。組合も苦労されてないと思いますけども、既存の集落の家を動かしながら、あるいはカットしながら全地権者の同意をとりながらの事業できてあるわけですから、それを進め方が悪かったんじゃないかとか、そういうことよりも、むしろ私が最初に言いましたように、町として今どうするべきかを議論すべきじゃないですか。貸付金も返らない、また来年も土地の評価の見直しもできない、このままずっと放置ということなんじゃないでしょうか。僕は議論はそこじゃない、もう議論はそこじ

やないと思いますよ。いかに組合が保留地を処分できて事業完了してくれるかと、そこに僕は集中すべきだと思いますよ。行政に責任があるなら、そりゃ責任問うてもらってもいいけども、私に、今はそういう時期じゃないと私は思っています。まずは解決することのほうを最優先に考える時期だと私は思っています。

以上です。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今の町長の答弁を良とはしないけども次に入ります。

久山町上久原地区画整理事業の完了時期について、12月議会で質問しました。田園都市課長はこの事業計画の年度を平成30年3月までとしたいというふうに答弁されました。現在、総代会で了承を得ており、事業あたりの精査が終わるので、県のほうに最終的な申請をし直すというふうに答弁されております。

そこで、質問の第1ですが、この換地計画時は、あるいはまた換地計画認可の申請、換地処分完了の届け出、区画整理登記、清算金の徴収、交付、完了、区画整理工程等あたりは町長、把握されてるかどうか、県への事業変更届はいつごろになるか、これがいま一つ明らかでないというふうに思いますが、町長、答弁を求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 明らかでないというより、委員会でも申し上げたと思いますけど、今おっしゃったようなものを最終変更、県のほうに出す必要があるんですね。だけど、それができないのは最終の保留地の確定ができんからですよ。組合の保留地が今組合としては町の一部、ここと交換をお願い、これをもって保留地、組合の保留地の確定をしないと事業計画の変更は出せないんですよ、今言われた全部全てのものが。そういう状況でございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） だから、そうした工程表あたりを組合と十分協議されて、そういうのをつかんであるかどうかと。そうしたことをこの毎日毎日が工程表です。30年3月に終わるのであれば、終わるという方向ですから、それを終わらせるためにはどうしたらいいかという、そういうふうに理詰めというかそういうことをしなければ、なかなかそう簡単にいかない。保留地が売ればと。これを売らなければならんとですよ。町長、何かいま一つインパクトがちょっとないかなあというふうに考えます。それで先ほど、どこどこを交換したかという関係も含めて交換しようとするか、手続中も含めて出してもらいたいということは言ったつもりでございますが、そうしたことが最終的に県あたりにいつごろ出すのかと、そういう工程関係はつかんであるんですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 工程というか、もう向こうは準備してるんですよ。だけん、さっき言った保留地、組合のほうで最終的な保留地が決まれば、もう最終換地もできるわけですから、それが今決められない状態やったらいつごろ出すんですかという、ちょっと私は支離滅裂だと思います、本田議員がおっしゃってるのは。もう組合はそういう準備をして、最終が1点に来てるわけですから、それが決まれば、そういう準備はもうすぐできるところにきています。それがないと大変なんですよ、換地処分というのは、1カ所が変わるだけで全体のあれがまた扱ってこないかんわけですから。だから、再三言ってるように、それをもう決まれば、もうすぐ出させますので。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 町長、今、支離滅裂という言葉が使われましたね。それは訂正してもらいたい。そういう言葉がひとり歩きするということじゃだめですよ。それと同時に、そういう工程表あたりを作って、どう国と、また議会等も含めて対処していくかという。やはり一定の町民の税金も使うわけですね。そうしたことを含めての対応策をどうするか、そういう問題点がどこにあるか、どうやったら解決できるかという視点に立って、対処する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、先ほどの言葉を訂正しながら次の質問に入りたいと思いがすが。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 言葉は僕も適正だと思ってるんですけどね、支離滅裂という言葉が悪いというんじゃなくて、私が話すこういう言葉を使うからとえば、本田議員が言ってる回答をしようにも組合は回答のしようがないんですよ、片方の保留地は、まだ決定してませんので。こっちを決定せんとってこっちをいつするんかと言われもできないじゃないですか。そういうことを言うんじゃないかなと思いますけど、言葉の表現が悪いということだと思いますので、訂正をさせていただきます。ただ、ちょっと矛盾してるんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） とにかくどうやって終結するかというのは、当初からも言ってますように考え方、ちょっと町長の考え方とは距離があるかもしれませんが、目的は一緒じゃないかというふうに思うわけですね、と思うんですね。ただ、このやり方。コンサル会社との契約も25年度で切れとるわけですね。あとは残事業については口頭の契約があるというふうにおっしゃるとるんですが、ほとんどコンサル会社しかできない仕事があるんです

よ、町の職員ではできない仕事。そうしたことをお互いに精査しながら、どう終結を図るかということが大事じゃないですか。そうしたことが本当に無報酬でコンサル会社が動くということも考えられるやないですか。だから、先払いしとるという関係もあるかもしれないけども、先払いというのは当初決めた金額ですよ、というのがありますが、そうしたことが遅れていきよる一つの要因にもなるとるんじゃないかと思いますが、そこら。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 目的は一緒だということを再三、本田議員もおっしゃっていただいているので、前に進めましょう。今おっしゃってる事業年度が終わってるので、関わってきたコンサルが残務を全部最後まで責任を持ってやるという形で今取り組んでいただいている。これは組合とコンサル会社との審議の中で私はされておると思っていますので、組合の役員さんには、きちっと書類を交わしておかれた方がいいでしょうという指導はやっていきます。コンサルのほうも責任を持って完了までということは、口頭では私も聞いてますけど、議員が御心配されてるように、その辺はきちっと書面をもってやってほしいということは、組合のほうには伝えております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） ぜひそこらあたりは、きちんとした文書的な交換をして対処してもらいたいというふうに思います。同時に、本当のこの組合の方々たちの意見、そして対等、平等という、後に換地、清算等あたりも含んでいくわけですけども、そうしたことが終結が本当にきちんといくだろうか、今の段階だったら30年3月には終わらんんじゃないかというふうに、工程から見たら、とにかく保留地が売れば、そうかもしれませんが、そうしたことをぜひ町は組合と十分協議して対処していただきたいなというふうに思います。それから、次に入ります。

今後の医療制度のあり方について。国民健康保険の動向は2018年、平成30年、来年、都道府県化、すなわち都道府県と市町村の共同運営ということが決まっています。都道府県からの要望は、都道府県が標準保険税率を設定するなど市町村の保険税賦課、徴収などをさまざまな形で介入が予想されます。

そこで、質問の第1、平成30年度から予定の国民健康保険事業の県単位化についてどんなデメリットが考えられますか。町長、答弁求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 平成30年度から県が保険の主体ということで、これまで市町村それぞれで事業者としてやっておりましたけれども、変更になるという、県単位の国保事業ということになります。それで、どう変わるのかということなんですけど、まだ県も確定して

いせんので推測の中の域に入ると思いますけれども、これまで市町村が保険者として運営していたのが、県単位化になることによって、糟屋郡だけじゃなく県全体の市町村が一つという形になりますので、今までは久山町民の医療給付費、そういうものによって高くなったり低くなったりという、あれがあったと思いますけど、これが県単位になりますので、いろんな影響は出る懸念があります。例えば今までよりも医療費が標準医療費が上がったり、そういうこともある。また一方で、統一にすればということは、例えば今どこの自治体も国保会計には、近隣でも数億円単位で一般会計のほうから支援を出したりしています。これも法定の金額あるんですけど、なかなか法定金額の中では、おさまらないのでそういう形でやっておりますけども、本町の場合は、ずっと今のところ大きな繰り出しというのは、もちろん法定以上を町から出してますけれども、してますけれども、これが場合によっては一時的に、ぐっと上がった場合でも、県単位になると全体でもう県が見ますので、その辺の突発的な町の財政負担は起きないという、そういうメリットはありますけれども、全体でやるということは、もう相互扶助という精神でやろうということですので、そういう中で今まで単独でやっていたときより、よそがたくさん高いところがあったときにじゃどうするかという、このときの、県が今度から久山町どれぐらい納めてくださいという納付金の額を決めてくるんですけど、そういうときに余りにも、よその地区の影響で例えば久山町が上がった、じゃそのとき県がどうするのかという、そんないろんな問題を今県も検討されてるところでございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 次に、2番目に入りますが、県単位化によって県は医療に必要な給付費は町に交付するが、町は県が示す納付金を100%納付しなければなりません。給付金の額によって、国保税を決定される仕組みになっています。したがって、国保税が上がるということが懸念されますが、町長はどう捉えられていますか。というのは、先ほど町長も答弁されたように、まだ全体が確定しとるわけじゃないんですよね、都道府県化されるということ。そこらどのように捉えられていますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどもちょっと言いましたけども、福岡県が例えば久山町の標準的な給付、医療ですかね、久山町が納めないかん納付額というのをそれぞれの自治体のを定めるんですよね、町のこれまでのそういう実態に合わせながら。ですから、これが県単位になって30年以降国保税が今よりも上がるという、上がるか、これはまだわかりません、今現在では。ただ、言えるのは今現在でもどの自治体でも医療費は右上がりになるということでございますので、単独でずっといったとしても、そういう国保税の見直しとい

うのはあり得るんじゃないかなと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 次、3番入ります。多くの市町村で住民負担軽減を図るために国の支援金、財政基盤の強化を活用して保険税の引き下げを独自の努力でされているところもあります。したがって、本町にもこの国の支援金は活用されてるというふうに考えます。一般会計からの繰入増額や国の支援金等も活用して保険税を引き下げてはどうかというふうに思いますが、この点を町長にお伺いします。また、今後とも都道府県の役割、市町村の役割等々、国保運営協議会の内容説明をしてもらいたいというふうに思いますが、町長の答弁を求めたいと。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 国も県もそうなんですけれども、年々、社会保障費、医療費は毎年のように1兆円単位で増加してるんですよ、数兆円単位で。そういう中で今回のそういう改革においても国は平成30年度から毎年約1,700億円の負担の増額をやるということをしています。国も一生懸命してるわけですから、市町村がいつまでも国、県に支援金援助、これはもう無理というよりも、これはもう各どこの市町村、市町はそういう事情というのは十分理解していますので、やみくもに国に対して支援しろ、ましてやそれをもって国保税の切り下げなんて、これはどこも考えてないですよ。これは各自治体も努力せないかんし、医療費が上がらない一方で努力とともにどうしてもということでは、国保税の見直しというの、これはもうやらざるを得ないと私は思ってます。ですから、いろんな議論はしますけれども、例えば糟屋郡の市町長会で、国に対して援助を要求して国保税を下げろとか、そういう議論には私はならないと思っています。各町長さんたちも、それはそういう理解でおられるんじゃないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 確かに国の国民健康保険皆保険ですね、これがどうやってできたかという関係からずっとさかのぼってみますと、歴史は古い、そして同時にかつて45%ですか、当初は、出されとったんが38.何%に切り下げられたり、ずっと今日まで来たわけですね。そうした関係から見て、市町村が行うこの国保という関係は一般会計から繰り入れするしかないという、なかなか国保だけの会計だけでは到底無理というのが出てきておるわけですから、ぜひ国も軍事費とかあるいはリニア新幹線とか、そういうことには力を注ぐけれども、なかなかこの医療、介護、社会保障関係等々あたりには、なかなか薄いというふうに思います。それで、何を言いたいかといいますと、福岡県に対しても独自の支援の創設あるいはまた拡充、国への財政支援等あたりは、確かに先ほど言われた1,700億円

が30年後も組まれていくというような意向なんですよね。ですから、そういうのは十分わかりますけども、国の関係に対しても、この糟屋郡の町長会あるいは、また市町長会等あたりで十分協議されて要請されたらどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がおっしゃったように日本は国民皆保険制度というのを敷いてますので、これはもうすばらしい、私は制度だと思っています。だから、これを維持するには国、県、市町村、一緒になって対応していくべきだと思うんですよね。だから、国の財政も厳しい中、国も社会保障に一番私は力を入れてると、そう感じてます。だから当然そういう、どこも国保財政厳しいわけですから、今度の県単一化になって、それによって上がってもらっちゃ困る、こういうことは県のほうにも言っていきますけど、何もなしに国、県に対して、そういう支援制度をとというのは、協議会として上げる今状況には私はないと思っています。私自身もそれはそのように思っております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 最後に、国保加入者という方たちは、一般的に低所得者というふうに言われております。ですから、そういう人たちが負担増にならないように努力をして、そして本当に国保関係が皆保険という制度が崩れないように、どうさせていくかという関係を含めて、これから町としても、国あるいはまた県に対しても要望を強めていく必要があるんじゃないかと。県単位化になって国保税が上がっては、たまったもんじゃないですね。再度町長の答弁を求めて質問を終わります。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 国民皆保険というのは、この国民健康保険というのは、特に低所得者とか自営業者の方がほとんどになると思いますけれども、そういう方たちの最終のセーフティーネットになってるわけですから、国としても制度としても、特に所得の低い方に対する軽減制度というのは手厚くそういう形を敷いてきているわけですから、しっかりその辺のところは町としてもそういう形でやっていきたいと思っていますし、それ以上のことについて今おっしゃったような、むしろ相互扶助ですから、県というのは、どこかに頼るだけじゃなく、しっかりそれぞれの我々町もそれだけの医療費を下げるという努力をしていくべきだろうと思います。

○議長（木下康一君） これで午前の会議を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時15分

再開 午後1時30分



~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 引き続き午後の会議を始めます。

9番松本世頭議員、発言を許可します。

松本議員。

○9番（松本世頭君） 9番松本でございます。

じゃ、私は2項目について質問させていただきたいと思います。

まず最初に、教育振興について、その次に町の農業、農産物について質問させていただきます。

まず最初に、中山教育長の後任に安部教育長、就任されましておめでとうございます。早速でございますので、教育振興について質問させていただきたいと思っております。

教育長は教育長の就任の挨拶の中で久山町の教育の特徴は幼、小・中学校の縦の連携と学校、家庭、地域の横の連携にあると考える。そして、保護者や地域の方々とともに町総ぐるみで子供を育てる環境にあるところが最大の強みである。そして、町の発展は次代を担う子供たちの育成にかかっているとの決意を述べられております。

そこで、質問をいたします。次代を担う子供たちの育成については、よく学校、家庭、地域の連携が大事と聞きますが、具体的に学校がどうあって、家庭がどうあって、地域がどうあればいいのか、そして教育長はどこに力点を置いて、次代を担う久山町の子供たちを育成しようと考えているのか具体的にお聞かせをさせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） それでは、答弁させていただきます。

松本議員の質問に対して、質問の中にありましたように学校、家庭、地域の連携、それから幼・小・中の連携、この縦と横の連携が久山町の教育の大きな特色であり、よさではないかなというふうに考えています。今質問にありました学校、家庭、地域の連携について、まず説明をさせていただきたいと思います。

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化してきております。今後はこれまで以上に激しく変化し、先行きが見通せない、より不透明な時代に入っていくかと思っております。このような時代に子供たちが自立して社会で生き、豊かな人生が送れるように教育を推進していく必要があります。このような課題を踏まえ、学校だけが教育を担うのではなく、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組んでいくということが求められていると思います。具体的にお答えさせていただきたいことですので、少し詳しく説明をさせていただきます。

まず、久山町では昨年7月に新しい教育委員会制度のもとに、新たに策定されました久

山町教育大綱の中で「豊かな心を持った元気な町民が育つまち」を目標に教育施策を進めているわけですが、その施策実行の一つの方向性として、学校、家庭、地域の連携協力ということを経済的な柱と位置づけて実践しているところです。例えば学校教育においては、確かな学力を育成するための基礎的・基本的な学力の定着を図る教育を進めているわけですが、学力の定着を図るためには家庭の学習が重要となってきます。そこで、家庭における学習習慣の形成、望ましい生活習慣の育成、このことについては家庭と連携をとって、新家庭教育宣言という事業があるんですが、その新家庭教育宣言の事業を中心にして、家庭と連携を図っているところです。また、地域社会においても次世代を担う青少年の健全な成長のために、3者がより連携を深めて地域の子供は地域で育てる環境作りに努めているところです。中でも久山町アンビシャス運動推進協議会の取り組みとして、アンビシャス広場の取り組み、そして各行政区で行っていただいています通学合宿など多岐にわたる行事で、子供たちに豊かな体験の機会を設けていただいています。このように本町では伝統的に地域で子供を育てるという基盤がありますので、学校を中心に3者のよりよい連携がとれていると考えております。

次に、学校、家庭、地域、それぞれどのような役割があるかと考えているかというお尋ねに対してお答えさせていただきます。

まず、学校教育についてですが、幼稚園教育、義務教育における学校教育、これは一生を通じる人間形成の基礎として必要なもの、そういうものを習得する場でありますので、子供たち、発達段階に応じて組織的・計画的に指導を行うという、その使命が幼稚園、学校教育にはあると思います。本町でも先ほど言いました教育大綱で学習指導要領が言っている生きる力を育むという理念のもとに、知・徳・体の調和のとれた教育環境作りに努めているところです。

次に、家庭の役割ですが、家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親の子に対する愛情や家族の触れ合いを通して人間形成が、人格形成がなされていくものだと考えます。教育の憲法と言われている教育基本法という法律がありますが、そこでは家庭教育について父母、その他の保護者は、この教育において第一義的責任を有するものであると規定されております。子供が基本的な生活習慣を形成したり他者への思いやりや善悪の判断、自立心や社会的なマナーなどを身につけたりしていく上では、家庭は重要な役割を担っていると考えております。

次に、地域の役割についてですが、本町においては地域の子供は地域で育てるという教育風土が地域に根づいており、地域の役割をしっかりと果たしていただいているというふうにご考えています。8行政区においてそれぞれ区長を中心にすばらしい取り組みをしていた

だいています。登校時の子供の安全の見守り、それから挨拶運動、もう日常的に行っていたらいいところですが、先ほども少し言いました各行政区で通学合宿を実施していただいているなど、本当に豊かな体験活動をしていただいているというふうに思っております。子供の規範意識の高揚やコミュニケーション能力の育成については、そういう地域行事を担っていただいているからこそ大きな成果として表れているのではないかと考えているところです。今後も学校、家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえ、目標やビジョンを共有しながら連携を深めていきたいと考えています。

次に、教育長はどこに力点を置いて、子供たちを育成しようと考えているかという問いに対してお答えいたします。

まず、教育行政の責務としては町立の幼稚園、小学校、中学校の教育の充実を図らなければなりません。教育大綱でもうたっています健全な子供を育てるという理念のもとに幼児教育の推進、確かな学力を育成する教育の推進、健やかな体を育成する教育の推進、豊かな心を育成する教育の推進に努めているところです。また、今まで述べてまいりましたように、家庭や地域も子供たちの健やかな成長には欠かせない存在です。今まで以上に家庭の教育力と地域の教育力を高め、それぞれが役割を果たしながら、共通の目標については、さらに連携を深めて協働して取り組んでいきたいと考えております。そのような意味から、今後は地域とともにある学校作りを一層推進し、次世代を担う子供たちの成長のためにより多くの、またより幅広い層の地域住民の人たちが学校教育に参画し、地域社会と学校が協働して子供の育ちにかかわる新たな仕組み作りを研究していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） いろいろたくさん多く述べられましたけれども、学校教育、地域の教育ですか、家庭の教育、それぞれどころもつながりがあると思っております。特に子供の規範意識については、地域においても大事でしょうけれども、学校での教育というのは、また非常に大事なものだと思っております。特にいじめの問題に、これは発展していく可能性もあります。その規範意識に対しても教育等についてもどのように今後取り組まれていくのかちょっと答えていただけたらと思います。

○議長（木下康一君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） 規範意識については、それぞれの学校の中で、小・中学校の特別活動等で育成しているところですが、特に今は情報機器の発展でネットによる、いじめ等が問題化されていますので、そういう個別の内容についても外部講師を学校に招へい

して、新たな問題については、指導できる体制で臨んでいるところです。中学校、それから小学校と取り組みの内容が違いますが、それぞれに規範意識の高揚を図るための取り組みを行っているところです。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） ぜひ学校教育にしっかり力を注いでいただきたいと思っております。

2点目に入りたいと思っております。

中学校給食の、町長は先ほども前議員の質問にもありましたけれども、町長は今回の公約で中学校給食を実施すると言われておりました。また、議会でも中学校給食について早急に実施するように請願も採択をしております。中学校給食実施の署名約2,500名の思いも含めて、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 中学校給食の実施については、午前中の他の議員のときに答えたとおりでございますが、2,500名の方の署名をいただき、これはこれで真摯に当然受け止めております。また、選挙期間中、本当に多くの若いお父さん、お母さんとも話をさせていただきましたけれども、そういう中で結構1人じゃなくて2人、3人のお子さんを持ってある、また夫婦ともに働いておられる方のお話を聞いていると、本当に一生懸命子育てをされているなあというのが、本当に実感として私も捉えました。いつも言ってますけれども、そういう中で子育てを支援という立場からは、中学校給食をこれは実施していくべきかなという思いになったと思います。午前中にも言いましたように、今はそういうものを、29年度まではちょっと財政的にも非常に厳しいという、これはもう今回の予算審議をしていただければわかりいただけると思いますけれども、教育以外のいろんな健康福祉社会、高齢者福祉とか生活基盤、いろんな事業を集めますとどうしても46億円の予算が埋まってしまうというような状況でございますので、実施する以上は早くしたいなと、私もそういう思いでおりますので、ぜひ来年度からは国のほうに補助申請をしながら進めてまいりたいと思っております。ただ、その前に原則、原則というか一応完全給食ということで、あとは自校方式になるか親子方式なのか、そういう形で場所等の選定とか、そういうものを与えられた猶予期間の中でしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 前議員の中で情報の伝達とありましたけれども、私も一応公約でうたっている以上は、父兄の方も我々議会からも流してはおりますけれども、いつできるんですか、本当にできるんですかということが多いのは、もう町長もお聞きしてあると思いま

す。何らかの形で補助金申請をいつごろやるとか、やるとどうなるとか、何らかの形で広報等に載せていただければ、町民2,500名の方々も興味をもってありますので、ぜひ情報伝達といえますか、そういう努力をしていただきたいと思います。

次に、中学校の給食でございますが、事業計画の中にスポーツ振興計画があります。久原地区に総合運動公園整備を複数年計画で進めていかれるとありますが、優先順位として約2,500名もの実施要望が多い中学校給食を先に持ってくるべきと私は思っております。

その辺のことについて町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 運動公園は年次的に計画的に、もう既に進めている事業ですので、これを止めてということは考えておりません、申し訳ないですけどね。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 内容はわかりますけども、ぜひそれと同時に新工事もございます。ぜひ一生懸命頑張ってくださいと思っています。

じゃ、今後草場地区の開発も含め人口施策、定住も含めて優先順位を早急に決めていただき30年には実施すべきと思います。先ほど30年に補助金申請をしてやっていくということでございますので、一日でも早くやっていただくべきと私は思っております。この件は、関係者も町民の多くの人々が望んでおられる、いつ実施できるか全くわからないという不安、不満を持っておられますので、先ほど申し上げましたように情報の伝達等をお願いしたいと思っておりますので、先ほど申しあげましたように情報の伝達等をお願いいたします。このことについて再度町長の考えを伺いたい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） こういう議会の中で答弁してるわけですから、そういう形で当然議会広報あたりでですね。今の時点では先ほど申しましたように29年度までは、いろんな事業が重なっているということで、私たちもどうせやるなら今やるという方向を決めてるなら早くやりたいと思っておりますけども、先ほど言いましたように教育委員会からの、そういう諮問の報告を受けて、それと来年度に、そういう国のほうに申請して、それが決定すればその流れで進めてまいりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） じゃ、3番目に入ります。前教育長のときから、教育委員会においても中学校給食について調査研究され、平成28年3月には完全自校方式、給食センター方式、弁当方式等の給食形態によるメリット・デメリットを検討した食育学習会中間報告書を作成する予定であると資料をいただいております。中学校給食について引き継ぎはあつ

たのか、今までの全過程の説明を教育長にお伺いしたいと思っております。また、教育長の中学校給食についての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） 中学校の給食についてお答えいたします。

もちろん中山前教育長からは、中学校の学校給食について町長からの諮問を受けて現在教育委員会で検討しているということの詳細を引き継いでおります。今までの経過については、先ほどの答弁と一部重なるところがあるかもしれませんが、概要をもう一度お話ししたいと思います。町長から教育委員会に対して中学校の給食のあり方についての諮問を受けまして、教育委員会としましてはアンケートによる調査、それから近隣市町の給食施設の視察等を行って、昨年3月に町長に中間報告書という形で提出をしております。昨年の3月議会では松本議員より早期に給食の実施をお願いしたいとの質問がありまして、町長の答弁としてはここ3年間は久原小・久山中の大規模改修や久保橋の架け替え工事、幼稚園の建設、草場区の住宅開発等、多くの投資的事業があるので、中学校の給食については平成30年以降の実施を考えているというお答えをされてあります。教育委員会としましては、今までの調査結果を繰り返し分析し整理してまいりました。町長にはその結果を食育についての学習会最終報告書として3月中旬に提出する予定で、今準備を進めているところです。

次に、中学校給食について教育長の考えを聞きたいという質問についてお答えいたします。

これまでの久山町は、他の地域に比べると古きよき地域の伝統文化が継承されているということだけではなくて、そのほか生活様式についても日本の伝統的なスタイルを継承していることが多くあったように思います。三世代同居家庭や専業主婦の存在も他町と比べると比較的多かったのかもしれませんが、しかし、現在の久山町は人口が8,500人を超えるほど増え続けております。家庭教育の考え方も多様となってまいりました。何がしかの仕事をしている母親も多くなってきたように思います。保護者から中学校での学校給食を期待する声が大きくなってきたというのは、時代の流れからして必然ではないかなというふうに考えます。行政としては、より多くの町民のニーズに応えるという必要があるかと考えます。そのため子育て支援策の一つとして、また働きやすい環境作りとしても中学校の学校給食が必要な時代となってきたのではないかと考えているところです。ただ、親の子に対する愛情表現としてや親子の触れ合いの充実という視点から考えますと、道德教育を推進する久山町ならではの教育方針に賛同されて、弁当を希望される保護者も多くいらっしゃいます。また、生徒にとっては親への感謝を持つという豊かな心を醸成する意味から

も、弁当昼食の教育的な価値はあるかと思えます。

以上のことを踏まえて、中学校が給食に移行した後も豊かな心の育成と親子のきずなを深める観点から、年数回は弁当の日というのを設定して、食に関する指導の充実を図り、食育を推進していきたいと考えています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） ただいま教育長言われましたように、弁当の日も必要であると私も感じております。私の孫も小学生ですけれども弁当の日、楽しみに手紙を書いて親に渡しておるようでございますので、ぜひ弁当の日も含めて中学校給食に取り組んでいただきたいと思っております。それで、先ほど町長の答弁の中に来年度というのは29年度のことですかね。30年度のことですか。その辺のちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだ新年度になってませんが、30年度のことでございます。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） それでは、教育長にお伺いしたいと思っております。中学校、先ほども述べたように中学校給食についてはセンター方式、完全自校方式、それから弁当給食がありますので、やるとするならば教育長はどのような方法を望んでおられるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○議長（木下康一君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 私はずっと小学校の教員を勤めていて、本町は両小学校で自校給食、それから古賀市でも勤めた経験があります、古賀市はセンター方式、この2つの経験があるわけですが、親子方式というやり方も、いわゆるセンター方式の別の言い方かなというふうにも思います。給食施設を造るとなるときには、かかる経費を度外視すれば自校方式がよろしいかなというふうに思います。それは理由はなぜかと申しますと、やはりできたての温かい食事を提供できるという良さもありますし、それから学校施設内に給食施設があるということは、調理員さん、それから栄養士の方も近くにいるわけで、より食育を推進する上では指導しやすい体制にあると。学校給食は食育の生きた教材であるという言い方もするときもあるのですが、給食を通して準備、片づけ、そして会食時の人間関係の形成や、そういうところを含めて、自校給食であれば、より調理員さんへの感謝とか、栄養職員による指導とか、より食育を推進しやすい状況にはあるというふうには考えます。

それともう一つは、昨年まで私久原小校長だったんですが、地元の食材を使っ

も何度も行うわけですけれども、地元への愛着とか生産者への感謝というのは、指導とセットと考えるととても自校給食は有効かなというふうに思います。ただ、先ほども言いましたようにかかる経費を度外視してということで、そういう経費面については安全を第一としながらも、そういうところを効果的な経費上の運用ということを考えて決定していかなければいけないなというふうに考えます。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 今、教育長、いろいろ申されましたけれども、私もやる以上は、もう自校方式が最適じゃないかなと思っております。自校方式をやることによって先ほど申されましたように給食員さんとの触れ合いとか、それから給食ができる間に五感といいますか、今日は何ができようとか、カレーができようとか、そういうことで刺激することによっていろんなことを体感できる。ぜひ町長にもお願いしたいんですが、一日も早く中学校給食実施できるように補助金の活用等用いまして早く、本当に一生懸命請願に参加された方、それから署名に参加された方、もう私の子供はもう卒業するよと言ってる方もおられますけれども、そういう人たちも一生懸命願っておりますので、ぜひ財政も厳しい中、財政面についてはしっかり工場誘致とかやっていただきまして、財源を確保していただきまして、一日も早く学校給食に取り組んでいただけるようお願いしたいと思っておりますので、その点について再度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどスケジュールとしてはそういう予定で進めさせていただきま。教育長が申しましたように経費を度外視すれば、もう自校方式がというのは、これはもう誰もが思うことだと思います。そういう面を含めて健全な財政というのは、きちっと維持しながら、そういうスケジュールで考えておりますので、御理解いただきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） じゃ、学校給食については、よろしく願いいたしまして、次に入りたいと思っております。

次に、町の農業、農産物について質問をさせていただきます。

大都市近郊である利点を生かし、特色ある地域農業の実現に向けて人・農地プランによる農業経営体の育成や粕屋農業協同組合との連携、新規就農者の積極的な受け入れに取り組むべきと思いますが、まず町長のお考えを伺いたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 人・農地プランについては、早期に策定しまして地域の担い手につい



て位置づけを行っていくようにしております。新規就農者の確保といいますか、それから認定農業者を増やしていくとか、こういうものも取り組んでいきたいんですけども、現在いろんな新規就農者あたりの国の支援制度とか県とかありますから、そういう形で取り組んでいきたいんですけども、今の現状では、まず新しい新規就農者を生み出す環境作りといいますかね、それがまず第一だということで、今、久山町のこれからの農業のあり方を考えていこうという形で、その一弾として、まず農業法人の組織化というんですかね、これに今動いていただいていますので、そういう組織を作ることと、その組織が動くためには農地の集約が要る。農地の集約等あたりをある程度見通しをつけないと、なかなか新規就農者が、特に若い人たちが生計として農業を選択できない今現状にあるんじゃないかなと思いますので、一方ではそういうことも進めてまいりたいと思うし、今の現状の中でも1人、2人は、今度も山田の猪野の地区に今まで市内のほうでお勤めだったんですけども、自分の実家に戻ってそういう農業と色々な事業をあわせた形でやってみようという人も生まれておりますので、そういう方たちをしっかりと支援をできるような形でやっていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） この件でございますけれども、町長も言われたように、私も久山町に私かつて粕屋農協の横になのみの里という直売所があります、その代表もさせていただいておりますけれども、新規就農について熱く語られる若い方もおられますし、久山町のほうに土地はないかといつて、あったら紹介してくださいという方もおられますので、ぜひそういう新規就農者が住みつきやすい、今度空き家対策法もいろいろ研究してありますので、そういう方も含めてぜひ取り組んでいただけるようお願いをいたしたいと思っております。

次に行きます。農業の生産性についてでございます。農業の生産性については、農業の生産性を高めていくために農道などの基盤整備を始め、農作業の効率化や遊休農地の解消、有害鳥獣対策に努める等どのように進めておられるのか伺いたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この点がまさに久山町のこれからの農業をどうするかというところなんですよね。現状の水田稲作一本のそういう農業をこれからも続けていくということであれば、従来やってきた土地改良圃場整備というのをやっていくというものはつきりするんですけど、圃場整備については、もう久山町の場合は基本的に望まれるところは全部やってるんですよね。一部上久原あたりに未整備のところが残ってますけども、これは当時のそういう農業者の方たちが圃場整備には賛同されなかったという経緯がありますけれど

も、そういうのも含めてこれから新しい農業に切り替えた場合、議員がおっしゃるように圃場整備というのは、あるいは農道の整備が出てくると思いますが、まずはどういう久山町の農業を切り替えていくのかというのが決まらなないと、例えば水田から都市近郊型のそういうハウスとか露地物でもいいんですけど野菜、畑の農業に切り替えていくのであれば、それはそれで集約しながら、また土壌の改良も要るだろうし、圃場整備も切り替えていかないかなと思いますけれども、今何もない決まってない状況の中で農道整備とか、これはちょっとまだ早計だと思いますので、先ほど言いましたように今度今動いている農業法人、これが全町で一つになるのか、あるいはどこかの地区が宣伝的にするのか、わかりませんが、そういうきちとした形の中からいずれにしても皆さん関係者の方たち今動いてあるのは、農地の集約をせないかんということをしていますので、そういうのを併せてこれからどういう農業に切りかえていくのか。今までのような生産農業だけじゃ、もうだめですよ。やっぱり生産、販売、加工、だから生産者の販売ということ考えた上で、じゃどういう作物を作っていくかという、むしろそちらのほうから入っていくような農業になってくんじゃないかなと思いますので、まず私としては、そういう農業法人の動きを見ながら、またそれを進めながら、今議員がおっしゃったそれが決まれば、そういう土地改良といいますか、農地の基盤整備というのは扱わないかんところが出てくると思いますので、そういう事業は事業で入っていきたいと思います。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 今、町長言われました上久原の土地改良については、以前随分昔にできてますよね。ところが、正直申しまして、その当時まだコンバインも来ない時代やったもんで、今のコンバインはもう大型になってますので、もう正直言って久山植木から裏に行って、ずっと橋渡って区画整理してある農道あたりも軽トラックが精いっぱいなんです。そこに大型コンバイン出ていくと、もう軽トラックがいつも通つとところは、べこつとへこんで、コンバインでは行かれん。稲刈りしても、してある方あたりもちょっともう往生しますという声もありますので、農業法人設立も、そりゃ大事でしょうけれども、そこら辺も含めて、仮設のでもよございます。一遍、重機を入れてちょっとならずとか、そういうことも、ちょっと検討されたいかがでしょうか。ぜひ法人だけでは正直言って久山町の農家は守れんと私は思っておりますので、それも含めて総合的にいろんな面の活用を引き出して、久山町の土地を守る施策を打ち出していただきたいと思います。その点について再度答弁をお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原の例でいいますと、向田、篠降あたりですかね、あの辺、昔の

鉾害復旧で形だけは成形はできてますけど、農道がちっちゃい、離合もできない状態ですけど、だからと言って今あそこを道だけを整備しても、これは問題解決にはならない。というのも、農地を持ってある方たちがもう耕作できないよという方たちが大変多くなっているんですよ。だから、先ほども言いましたように農業法人を作ったら解決するんじゃないくて、どういう形の農業に切りかえたり、あるいは生産する人たち、誰がこれから久山の農業をやっていくのかというのをきちっと決めて、農地の集約もそうですけど、じゃこの地区はこういう形の土地利用をやっていこうということであれば、そういう基盤整備をこれは当然やらないと、今のような道の中じゃ、道だけじゃなくて農水路もそうですけどね、できないと思いますが、これはもう道だけを造るんじゃないくて区画整理と一緒にみんな土地を出し合っって圃場を変えていかないと、道路にかかる人たちの土地を買収しても、あそこもたくさん道が通ってますから、それはちょっと、やるならばもう土地改良事業でもってということになりますので。ただ、今の中で恐らく土地改良やりましようといっても皆さん賛成されないと思うんですよ。もう自分のところで農業やる人がいないというのがたくさん出ていますし、当然それには減歩とか金の負担も伴いますので、そこまでして、うちはやらないよという形になるんじゃないかなと思っていますので、まずはこれからの久山の農業をどうしようかというのを、今はもう久山の農業関係者全体でそういう動きをしてありますので、明日も百姓談義がありますけどね、そういうちょっと動きを見させていただきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 今、農地を耕作者、年配の方たちももう正直言って耕作地を戻してあるのが現状なんです。だから、目に見えてはっきり言って農地が数年後には荒廃していくのはもう目に見えております。ですから、また今後久山町の農業を守るには何か特色を出さないかと私は思うんですよ。例えば有機自然米とか、そういうような堆肥を使ったお米を作るとか、何か久山町独特の農業をやらんと、正直言ってこの小さな町で農業をやっていくことは、とてもとても大変だと私は思っておりますので、そこら辺も含めて町のリーダーシップをしっかり発揮していただきたいと思っておりますので、その点についてはよろしく願いいたします。

次、3番に入ります。新規就農者への支援対策でございます。新規就農者への支援対策は青年就農給付金、新規就農者奨励金、新規就農者支援家賃補助金などありますが、その活用についてPR等を行うべきと思います。町長のお考えをまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私も初めて知ったんですけど、そういう今特に日本の農業については国も力を入れて、新規就農者をバックアップしようという制度ができていますので、これは今、役場とかに来られたときに知らせてるような状態ですので、もっと広くPRをしていきたいと思っています。

それと、なかなか新規就農者というのは必ずしも農家出身の方じゃないから、やりたいけど、どうしたらいいんだろうかという方も多分おられるんじゃないかなと思っていますので、これあの農家あたりとまた相談して、どっかここに行ったらそういうのを、新規就農の新しい何か農業をやりたいんだがという相談窓口というのが、どっか必要じゃないかなあと考えてます。役場あたりで事務的には制度とかというのは相談相手に乗れますけど、それも含めて例えば農業研修を受けられるとか、指導をしますよとか、そういう総合的な僕は窓口を作らないと、なかなか初めての世界に入る人たちがやってみようという形にならんんじゃないかなあと考えていますので、そういうような農業法人ができれば、私はそこにそういう窓口を設けて、そういう制度の紹介もするし、研修も法人が受けるとか農業指導、この辺はJAさんとちょっと協議をしながら研究して、いずれにしても、そういう相談窓口というのは、どこかに設置しないと、なかなか先ほど言いましたように、思いはあってもどこに行ってもいいか、わからないというような状況じゃないかなと思っていますので、その辺もちょっと研究をしてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 相談窓口には農業改良普及所内にもありましょう、と思いますが、それから新規就農者奨励金は確か年50万円か60万円出て3年か5年出ますね。それで、ぜひいろんな面で政策を強化していただいて、この久山町の農業を守るためには新規就農者を探さんと私は無理だと思っています。それからまた、先ほど申しましたように空き家対策等いろいろ考えてありますので、そこら辺をぜひうまく活用して、粕屋農業改良普及所と、それから町と、町も各町のそういう機関がありましょうから、連携されまして、ぜひこういう組織を使って農業就農者を一人でも増やすように頑張っていただきたいと思います。ちょっと最後にもう1度聞かせていただきまして、私の質問を終わります。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私もそう考えています。空き家対策、今度200万円ほど予算もらって空き家をそのままじゃなくて、改修費とかそういう面でもやるというのは、今議員がおっしゃった新規就農者もそういう対象になるだろうし、新たに久山町で、そういう何か自分で事業を起業したいという人たちの一つの支援策になるんじゃないかなと思っていますので、まずは、そういう例を作りたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 次に、1番有田行彦議員、発言を許可します。

有田議員。

○1番（有田行彦君） 私は3項目を質問させていただきます。

その前に、お手元にありましょうか、資料を参考資料、質問の参考資料ということでお配りさせていただいております。

実はこれが、首羅山遺跡内のこれから質問いたします土地あるいは事業計画の地域ですね。

それでは、早速首羅山遺跡事業についてまずお尋ねいたします。

首羅山遺跡エリア指定地域は総面積約40万平米、土地所有状況、民有地は約27万平米、町有地は約13万平米。エリア内の土地は全て町有地にし、史跡指定として確保していかななくてはならない。史跡事業にとって大きな問題であるが、土地の完全買収や今後の事業計画に関してお尋ねいたしたい。

まず、土地買収完了はいつごろになるのでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 首羅山史跡の土地の買収予定ですけども、遺跡総面積は約40ヘクタールございます。全域町の土地にするのが一番望ましいんですけども、相続が困難でどうしても、もう売却はしたくないという方もおられます。ただ、そういう方たちも整備については賛同といいますか、御理解いただいておりますので、そういう了解いただきながら、そういう方たちについては、そのまま残したいなと思っています。平成26年から平成28年度において約10ヘクタールの購入が終了しております。残りの20ヘクタールについては平成29年度に約5.7ヘクタール、それから30年度に14.3ヘクタール購入して用地買収を完了することにしております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 今、町長の答弁の中で売ることにはしないと。そうすると貸すということなんでしょうか。貸すということになりますと、それでまたいろいろと条件があるかと思いますが、もしわかっておれば、ちょっと説明していただきたい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 借地ではございません。そのままの状態が残す場所もあるし、道路等、遊歩道というんですか、そういう施設をちょっと造るところあたりは買収じゃなくて使用許可をいただきたいなと思っています。できるだけそういうところは施設がないような形で計画を進める予定にはしています。ただ、現状のままそこで、もう残していただくという形で、だからいろんな立ち入ることは構いませんよと言っております。

で、そういうところは施設を避けて計画を進めてまいりたいと。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 一応今の所有者の方が健在のときはいいかもわかりませんが、もし不幸にして亡くなられたときは相続の問題が出てくるんじゃないかと、そういう心配もありますんで、その点もよく、私が言うまでもないだろうとは思いますが、検討されたく必要はあろうと思います。

それから、以前から町長にお話ししていました、このエリア内の土地には、民法108条の双方代理に抵触する土地取引に当たるおそれの懸念があると出てきておりましたが問題はないか、この土地を一時的に購入してはどうかということについてお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃってる分については、国のほうでも協議して、可能だということになっております。

（1番有田行彦君「それと、優先的に購入ということですか」と呼ぶ）

優先的というか、以前に協力願ってた分については優先的にやりたいと思っています。先行買収とかという分については。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私がちょっとお尋ねしたかったのは、民法108条の双方代理に抵触する土地ですよ。具体的に言いますと財産区のことですね。これが財産区の売り主さんは財産区の管理会長である町長、買い主さんは久山町ということで、売り主、買い主が町長ということだったもんですから、これについてはどうですかという問題なんです。国がどうのこうのっていう話じゃない。その点お聞かせ下さい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それに触れない形で事業に取り組む、執行をしたいということで今考えております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ひとつこれが速やかに話が終わるようにしていただきたいと思っております。それから、後でまた事業計画の中でもちょっと話します。というのは、事業計画の中に、今お手元にある地図の中の北東口A、それから西谷の入り口Bですね、特に北東口については安全のために出入りの改良が必要と。そのために隣地の土地の買収は、県道21号の福岡直方線沿いでありますので、直方線に出るときに安全を確保せないかんんじゃないかと、あるいはここのBの部分は西谷口に入っていくためには、この空き地を所有し

とけば、これは便利になるんじゃないかという考え方がありますが、その点はどうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは今からの計画の中で先生たちとも協議を進めていくことになると思いますけれども、一定の北東口のほうは今、以前からできてた道をずっと使ってますけれども、非常に出入りが非常にカーブで危険という状況にありますので、これはもう少し上流に上がった形で道の整備を見通しのいい形の中で道路を造っていきたいと思っています。Bのところにつきましては、確かに西谷地区のあれになってるんですけども、ここも非常にカーブで、出入り、そこにするのは非常に私はちょっと危険じゃないかなと思っていますので、この辺はまたこれから検討をしていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） この2カ所についてはエリア内じゃないので、ちょっと通告から外れたような感じでございますが、これは事業計画の中でうたってありますので、特に北東口につきましては隣の土地がまだ採石場の跡地なんですね、跡地というのは、まだ採石場の閉山届が出してない土地なんですね。それで、これが閉山届と並行して、この土地をもし仮に町長が今言われる条例にうたって確保したいということであれば確保できるのかどうかという懸念があるわけですが、その点の見通しはどうなんでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） こちらは、詳しくまた久原財産区の土地、町有地もある。

（1番有田行彦君「いや、民有地」と呼ぶ）

民有地もあります。

（1番有田行彦君「清新産業が入っとる」と呼ぶ）

ああ、そうですかね、それは用地交渉してまいりたいと思いますし、道路としては今の清新産業の土地のほうに持っていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ぜひそれはひとつ前向きにさせていただきたいと、これは事業計画の中に特に要望されているようでございます。それから、Bの西谷口の広場ですね、これは広く空いておりますから、見通しについては心配なくていいんじゃないかなあという気がします。かえってこの広く空いてる土地を利用して、例えば駐車場なり、あるいはトイレなり造るのには、もってこいじゃなかろうかと。そして、しかも首羅山の遺跡の中に入るには、そうきつい斜面じゃありませんので、そこに車を置いて、かえってAの北東口さに回るよりかは、いいかもわからないということで提案しております。そこで、ぜひひと

つ現地を見ていただいて考えていただきたいなという気がいたします。

次に、ガイダンス施設の取り組みについてお尋ねいたします。

平成27年、3回にわたりガイダンス町民意見交換会がありました。その中でいろんな意見が出まして、それを地図に作成をいたしまして意見が整理されていましたが、その後の活用はどうなっておるのかお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在首羅山遺跡にかかわるガイダンス施設につきましては、上久原の白山宮入り口付近を予定しております。いろいろ今ガイダンス施設の基本設計みたいなのですかね、絵は作成してるんですけども、今後用地買収等もありますので、そういうのを含めながら協議を進めて、施設の建設につきましては平成32年に実施設計を予定して、その後、造成工事、建築に入っていく、そういうスケジュールで今のところ考えております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） それじゃ、ガイダンスが完成するのは大体いつごろになりましょうかね、ガイダンス施設が建つのは。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 大体32年から33年度を予定しております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 実は昨年11月23日、国史跡首羅山遺跡見学会が開催されました。上久原地域の方々によるイノシシ汁の振る舞いなどがあり、町内外から250名を超える参加者がありました。しかし、トイレ、駐車場、休憩場所や案内板、説明板等の問題がありました。また、ガイダンス施設は学習や交流情報発信の拠点となり、首羅山遺跡に町民が集い、さまざまな活動の中心となる重要な施設で、施設を造るための候補地確保は今現在どうなっているのか。このガイダンス施設についての必要性は、町長が今述べられましたので安心しましたけれども、じゃ具体的に候補地として、どういうところを考えてあるのかお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言いましたように、白山神宮の参道の南側というんですかね、東側ですかね、そちらの農地、今現状農地のところが一番、首羅山の麓という形で、そこから沿道に入るエントランスという形で今考えております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私の勝手な考え方ですが、あそこ池がありますですね。白山神社の入



り口、右側に池があります。あの一帯を考えてあるんじゃないかなろうかと私は思うとるわけですけども、ある地権者の方が、うちの土地も考えていただいているのかなあと、そういうふうな質問がありました、私に。それは私よりか町に行って聞いてくださいとは言いましたが、大体面積、地積と、それからはっきりとした位置図、ここですよというのを地権者としては期待してあるというような気がいたしますが、その点どうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは公共事業を進めていく場合に、余り先走ってそういう用地を示すということは事業の進展に支障が出る場合もありますので、行政として計画をある程度固めて地権者の交渉に当たっていきたくと思っていますので、先ほどちょっと言いましたように今すぐ入る事業であればいいんですけども、予定としては32年、3年ぐらいを考えておりますので、余りその用地の確保でというのは、ちょっと今の時点では公にはまだしたくないなというところでございます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 首羅山遺跡の事業については平成27年度から始めるということをはっきりとあってあるわけですね、平成27年度から始めますよと。そして、しかも平成26年9月定例会の補正予算で教育委員会首羅山遺跡事業費、約1,733万円の公開活用補助事業費で土地を購入されてるということですよ。それで、そこに遺跡のメインゲートとして認識できる門柱やモニュメントを設置しますというふうなことをおっしゃいましたもんですから、その近くの周囲の隣地の土地の所有者あたりは、うちの土地もあれしていただけたらいいかなという考え方があったわけですね。しかも、現在、平成26年9月購入されておられますけれども、門柱とかそういったモニュメントは何もないという状況ですが、どうでしょう、これらの点につきましては。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その付近の一部土地を町が先行的に買収をしていますけれども、当然将来のそういう計画を見通した中で取得をして、もう一つはあそこは空き家になった状態で非常に犯罪の危険とかがあったから、地元からも非常に町に土地を確保してほしいという、そういう声もあって先行的に土地の取得をさせていただいております。ですから、まだこのガイドンスについては、もしかしたら場所が変わるかもしれないと、そういうまだ状況の中ですから、今時点でその周辺の地権者の方にどうのこうのというのは、これはちょっと事業を進める上で明確にするということは今の時点ではできないんじゃないかなと思っております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 先ほど言いました昨年11月23日のときに250名ばかり来てあるんですね。そのとき一番問題になったのがトイレだったみたいですよ、いわゆる仮設トイレでもいい、トイレを造ってほしいと。その駐車場兼トイレということになりますと、今26年9月の定例会で購入された土地だけじゃ狭い、そうかといって白山神社の中を当てにすると、ちょっとどうかなという気がいたします。当然トイレを貸すと、後の汲み取りとか管理の問題がありますので、ひとつぜひその点は十分理解していただきたいと思います。これはガイダンス施設は、どこにするかということについては、また確定はできておらんと言われれば、私もそれ以上言えませんが、しかし26年9月にあそこの首羅山のところを購入したということは間違いありませんから、そのときそこに遺跡のメインゲートとして認識できる門柱やモニュメントを設置しますということもはっきり言われたんですが、その点はどうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） モニュメントとか、それはやはりガイダンスとかそういうのを含めての基本計画を今教育委員会のほうで文化財のほうで作っているのは間違いのないと思いますけど、ただ、今首羅山については整備を進めている状況の中でございますので、今すぐトイレを造らないかとか、そういう緊急度ではないと思っています。しっかりその時期になれば、どこどこにモニュメント、トイレを造るとかガイダンス施設を造るとか、こういうのがはっきりするのは、まだまだ先で私は定めていく状況にあるんじゃないかなと思っています。ただ、構想としては、これはもう早くそういう地域の人たちも今話し合いをして作っておる状態ですけども、それはそれを今すぐやるというんじゃなくて、今の予定としては32年から33、いわゆる緊急度の問題もあります、先ほどから、いろいろな施設の要望も上がっておりますので、それともう一つは国のほうとも、その時期について協議してるんですけども、東京オリンピックが終わった後のほうが、いろんなそういう国のほうの補助制度あたりもつきやすいですよ、国も支援をしやすいですよということもありますので、先ほど言いましたように緊急度からすれば、もう少しじっくり時間をかけてその時期にやりたいなと、こういう計画で考えております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 実はワークショップを3回ほどやってらっしゃるんですね。これは私も参加させていただきましたが、お見えになった町民の方は期待度が高いですね。こうして、こうして、ここに休憩室、ここにモニュメント云々とか、そういう期待がありますんで、あくまでもあのときの設置場所は白山神社の入り口、教育委員会が買われたあの土地の周囲ですよ。だから、そういうふうなワークショップもしておる関係で、ひとつ町民の

期待を裏切らない程度、また今年度の11月の国史跡見学会されるなら、そのときはトイレの心配等がないようにひとつしていただきたいと思います。

そこで、今後の事業計画についてお尋ねいたします。平成26年で策定した国史跡首羅山遺跡整備基本計画によれば、平成27年から33年まで第1期整備期に位置づけ、ガイダンス施設や山頂地区、本谷地区の一部整備を行い、首羅山内を回遊できることを目指すとあるが、保存管理の方法や現状、変更の明確な基準が定めてないことが問題として上げられております。現在の状況と今後についての取り組みを再度お尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今後のスケジュールについては、担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（木下康一君） 教育課の課長。

○教育課付課長（久芳義則君） それでは、今後の計画についてお答えしたいと思います。

まず、平成29年度、新年度になりますけれども、西谷地区の報告書の作成を実施いたします。それから、遺跡地の購入、地権者11人で面積5.7ヘクタールを予定しております。平成30年度に山頂、それから入り口、サイン等の実施設計及び測量を実施いたします。それから、最終年になります、史跡地の購入、2筆の14.3ヘクタールを予定しております。それから、31年度に山頂入り口サインの工事をいたしまして登山道をオープンする予定でございます。それから、32年度に先ほど申し上げられましたけれどもガイダンスの実実施設計及び造成工事、33年度にガイダンスの建設の工事、それからオープンを目指しております。

以上の計画につきましては、首羅山の保存整備委員会及び文化庁との協議も調べて終了をしておるところでございます。

現在まで史跡地の購入を計画どおりに沿って進めておりますけれども、第1番目に登山道の整備を行いまして史跡地の活用を考えておるところでございます。参道等の整備を行うことによりまして、地域の方の考えや思いを含め住民活動も活発になると考えております。住民の手によります首羅山の整備もあわせて進んでいくと考えております。施設も大切ではございますけれども、首羅山遺跡の公開や整備、それから活用を行いまして住民はもちろん、町外の方へのPRを含め多くの方々に国史跡首羅山遺跡に触れられて体感していただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ぜひこの首羅山事業につきましては、国の史跡ということもあります

ので、ひとつ町民も期待しておりますから、一日も早く完成できるようにお願いしてこの質問は終わります。

次に、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

ふるさと納税制度で気になるのは町民税の影響、特に昨年平成28年度に熊本、鳥取や新潟県糸魚川市のような大禍に見舞われるなどの震災で寄附された寄附金と、ふるさと納税制度による税収との関連はどうなのか、その結果、町民税への影響はどうかなど懸念するところがあります。そこで、お尋ねします。ふるさと納税について昨年の12月議会、平成28年一般会計補正予算（第5号）では寄附金は150万円の増額補正だったが、隣町新宮町では29年1月末では約5億5,000万円の寄附があったと聞いております。12月定例会以降、久山町はどうなっているかお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 納税額ですかね、ふるさと納税額。

（1番有田行彦君「寄附金、とりあえず」と呼ぶ）

ちょっと総務課長のほうから。

（1番有田行彦君「いいですよ」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 安部総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 28年度のふるさと納税寄附金の1月末現在でよろしいでしょうか。694万5,432円となっております。307件でございます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 寄附金については、いろいろな意見はありますけれども、28年の数字を振り返って今後の取り組みの中で、新宮町は29年度寄附金は当初予算2億円を組んであります。久山町は28年の寄附金をもとに、29年度の当初予算は幾ら今年度組んでありますようかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 29年度は予算額は上げてますのは800万円ほど予定しております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 実は28年度は私790万円と思っと思ったんですけども、そういうことで29年度800万円組んであるというのは、何となくちょっと消極的な感じがいたしますが、新宮町さんあたりと比べると、もう少し努力するというための数字を考えられてなかったのかちょっとお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 確かに新宮町さんは億の単位でということをやっています。これ糟屋

地区郡内でもばらばらなんですけれども、議員がおっしゃるように取り組みの方法で大きく変わってるところは確かにあります。それで、本町の場合は昨年の実績に合わせて、昨年というか28年度の実績に合わせて予算計上していますけれども、全国的にふるさと納税のそういうちょっと注目が集まり、しっかりそれに金を集めることに集中しているところは、金が集まっているという状況でございますので、これについては制度は賛否両論ありますけれども、そうは言ってはられない面もありますので、今の段階で久山町もどうしたら、そういう納税額を高められるか、結果的には、もうどこもやっておられるような、そういう民間のそういう取扱業者を入れ込んで、例えばふるさとチョイスとか楽天とか、そういうところに委託しないと、ネットで情報といいますかね、発信しないとあのような金額は出てこないという状況ですので、それを倣うという形を一つは検討しなさいということで、今総務を中心として、そういう民間への委託をしたときの効果とかデメリットとか、そういうものを研究をさせておりますので、そういう中で今までと違った取り組みをぜひ進めたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私、今までふるさと納税何回か質問いたしましたけども、町長から今そうは言っておられんといったようなお答えをされたのは初めて聞きました。実はこれふるさと納税については高市総務大臣がちょっと見直さないかんだろうと、いろいろ意見があるからと。当初町長も私の質問に対しては、ふるさと納税は最初のあれから外れとるんですよというような話をよくされてました。しかし、これは国策ですから、国がやめると言わん限りにおいては、これ続くだろうと思います。

そこで、私は町民税の影響についてお尋ねしたいわけですね。ふるさと納税でほかの自治体に例えば3万円寄附すると、その人が住んでいる自治体に納めるべき町民税等が2万8,000円控除され、かつ返礼品が来る。そこで、町民税の影響が非常に気になるわけですね。例えば新宮町町議の話では、新宮町のふるさと納税制度では平成27年度は寄附金収入額が80万円、新宮町の町民がほかの自治体へ寄附されたことにより町民税の減収額は約4,000万円、何もしなければ、やられっ放しになるとの危機感で取り組まれた結果だろうとは思いますが。ふるさと納税制度は国の今さっき言いましたように政治国策である。いろいろの意見があるが、国がやめない限りは自治体は頑張るしかない。

そこで、お尋ねします。先ほどちょっとちらっと町長も言われましたが、2月16日から税の申告が始まったが、28年度の町民税減額について、28年度はまだわかりませんよね、9月議会でないとはっきりしたことはわかんとは思いますが、どのように推測されるかお尋ねいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 税の申告今やってる途中ですから、ちょっとそれはちょっと推測ということでしょうけど、額はわかりませんが、納入いただいた金額は先ほど言ったようにわかるんですけど、町民の方がどれだけ逆にふるさと納税を使って他の自治体に納付されたかというのは、ちょっと推測はできないんじゃないかなと思ってます。

○議長（木下康一君） 有田行彦君。

○1番（有田行彦君） そりゃもう当然、今年の9月議会の決算のときわかるんだろうとは思いますが、新宮町さんのように27年度収入額が80万円で、新宮町の町民がほかの自治体へ寄附されたことにより町民税の減収額は4,000万円だったと。春日市でもそうですがね。それがきっかけで慌てて始めた。久山町もそういうふうにならないように考えるべきではなかろうかと思っております。

それでは次に、平成29年度の事業と予算。いわゆる平成28年までに終わってない事業や予算を含めた、29年度事業の予算の特徴は、どういうものですかということをお尋ねいたします。平成28年度で終わってない事業に伴っての予算について、平成28年12月議会補正予算では6,300万円予算が削減されるような大型事業があったが、この事業は一部工事を業者が既に受注しています。今後の工事はどうなるのか、工事資金はどうするのか、その点をお尋ねします。

（町長久芳菊司君「どこの」と呼ぶ）

総合運動公園。平成28年度に上久原日鉄採石グラウンドを含むところの工事がありましたね。そのときに6,300万円ばかりが減額されてるという、数字的に言えば6,300万円、6,150万円が工事請負費が削減されてるんですね。これについて、この工事について既に工事を受けてる業者がおると。今後もう工事を受けてる業者が工事をしておりますから、もうやめたというわけには、いかんだろうと思えますけど、とりあえずこの6,150万円とかの費用はどうするかということをお尋ねして終わります。今年も予算には上げてらっしゃらないですか。

○議長（木下康一君） 實淵田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 今おっしゃってるのは28年度の総合スポーツ公園の事業費の関係だろうと思います。当初が1億8,000万円ですかね、これそれぞれ組んできたんですけども、それで当初予算をお願いしておりました。補助金等の額の確定が9月ごろなされてまして、それで6,000万円ばかりを落としたような形になります。それにその金額に基づいて発注をかけておりますんで、金額足りなくなったとかということではございません。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） しかし、まだこれから事業を進めていかないかんとでしょう。今の工事については問題ないと。その分だけ計算させてるということはわかります。しかしながら、今の落札させた業者がしてる仕事で終わりじゃないかなという意味です。それで、特にその内容は国、県のところが3,000万円、それから地方債が2,700万円マイナスという数字ですよね。

○議長（木下康一君） 實淵田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） おっしゃっていることわかりました。要は28年度で当初予算で出た事業費あたりの分が国の補助金が少なく落ちてて、その分はもう逆に言いますと翌年度にその事業関係の分が回っているというふうな形でございます。そこら辺の事業計画等がどげんなってるかという話だろうと思います。そういうことでよろしいでしょうか。そこら辺につきましては、今回の29年度の予算の説明の中で委員会で御説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） それで、本年度29年度の予算の中で組んどるという答えであれば私も安心しました。そこで、またいろいろとわからん点は質問させていただきたいと思っております。

それで、まずは平成29年度の予算の中で、これも予算として組んであるようですが、上久原の貸付金償還の問題ですね、土地区画整理組合の貸付金償還についての予算での取り扱いは約1億円上げておられるようですけれども、土地区画整理事業で上久原の土地区画整理事業の貸付金について、今年9月、第1回目の償還期限が迫っております。町は久山町の土地区画整理組合貸付金規則に従って対処していくべきと思うが、どう考えておられますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどもずっと議員さんとのやりとりの中でも申しましたように、上久原の土地区画整理事業で当組合が借りてある、国からと町からと5,000万円ずつ、1億円あるわけですから、29年度内にきちっと返還をしてもらうということで予算計上していますので、それに沿って今組合のほうも保留地の処分に当たってあるということですよ。町もしっかりそういう指導をしていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 歳入で1億円上げておられます。これについては私も理解はできません。しかし、償還できるかの根拠に疑問があるわけですね。先ほどの議員も尋ねられてお

りましたが、保留地が処分できない場合はどうなるのかという考え方です、私の場合は。そうしたら、歳入で1億円上げられておられるけど大丈夫かと。そこで、2月17日の委員会での説明では、償還するために町有地をとというのは私はちょっと理解できない。というのは、さきの議員のお方の説明の中にも町有地をとということになれば、どっかの土地と交換すると町長話されておりました。そこで、結局今まで保留地が売れない、売れないということで、じゃ1億円上げておられるのが間違いなく1億円入るか、歳入として入るかと言われたときに、じゃ町有地を当てにしたらいけませんよと私は言いたいわけですが、どんなふうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 入るか入らないかというよりも、何度も言いましたけれど、これはもう組合としては処分せないかんわけですよ。また、保留地の処分ができるように町としても応援をしていきたい。だから、組合にそれをやるんでなくて換地の見直しを今要望があつて居るわけですから、その換地の対象を町と組合とで見直しをやっていこうということで今議会のほうにも御了解していただきたいということを言つて居るわけですから、これをやらないよということであれば、これはもう売れないものは、もしかしたら根っから売れないかもしれません。果たしてそれでいいのかということですよ。やっぱり保留地が処分できて事業を完了させるのが、私たち町の役割じゃないかなと思つて、また義務だろうと私は思つて居ます。売れなかつたらどうするかと、そりゃもうきちっと借り入れするときそういう担保物件とか、そういう万が一のときは、そういう保証という形の契約をして居るわけですから、そりゃそういう形にならざるを得ませんが、逆にそうならないように、今の時点でそういう組合と協議しながら保留地が処分できるように、じゃ交換した後の土地が町有地が一文にもならんような土地になるのかって、そうじゃなくて、それは大きくなれば面積が小さくなる、評価は同じような形で換地を場所を当面買い手がつきやすいところをお願いしますということを組合からお願い出されて居るわけですから、これは事業を進める上で町としては支援するべきだと、私はそう思つて居ます。それをしないで売れなかつたらどうするかと、これはちょっと逆に言うたら町にとっては無責任だと私は思つて居ます、私の責任の範囲内では。

○議長（木下康一君） ちょっと有田議員、29年度の事業の予算の特徴ということで通告してありますので、ちょっと今聞けば審査に。注意していただきたいと思つて居ます。

○1番（有田行彦君） 質問の要旨の中に28年度までに終わつてない事業や予算を含めた平成29年度の事業の予算の特徴ということで書いておられます。それで、29年度の予算の中に上久原の貸付金1億円が入つて居る、歳入の予定になつて居るわけですよ。それで、ちょっと



お尋ねしております。

- 議長（木下康一君） ですから、ちょっと審査のほうに入っていっていますので。
- 1番（有田行彦君） わかりました。そこで、私が最初に上久原の土地区画整理組合貸付金貸付規則に従って対処されてるんですかということをお尋ねしましたが、その点はどうなるんですか。
- 議長（木下康一君） 町長。
- 町長（久芳菊司君） 当然それに従って契約してるわけですからやっています。
- 議長（木下康一君） 有田行彦議員。
- 1番（有田行彦君） そういうことになれば、これはもう絶対1億円は私はもう返ってくると思うんですよ。なぜかというと、その規則の5条に保証人という文言があります。理事は保証人だと、その理事は。払えんやっ場合は理事さんがそれを払うっちゃから、何も私はそれで心配せんと思えますが、そういう理事さんに対する責任について私が言ってるような考え方でいいのかどうか、いわゆる理事さんが組合が払えんやったら理事さんが連帯保証人として払われるのかということを知っているんですね。そしたら、それでいいということであれば、保留地とか云々というのは二の次になるわけですけども、その点どうでしょう。
- 議長（木下康一君） 町長。
- 町長（久芳菊司君） その二の次というのは私はわかりませんが、これでいいのかとかというのは、契約したとおりになると思います、法律的に。私がいいとかなんとかじゃなくて、借り入れのそういう規則に基づいて組合も借り入れをしてあるわけですから、それが実行できないときはどうする、それはもう、その中に、契約の中に入ってるわけですから、それをそれでいいんですかと言われても、そりゃもう契約どおりなるのが当然じゃないでしょうかね。
- 議長（木下康一君） 有田行彦議員。
- 1番（有田行彦君） 29年度の歳入の1億円については、その細部にわたりましては保証人の問題があるんですね。第5条、貸付金の貸し付けを受けようとする組合は、当該組合の理事全員または業務代行者は保証人にならなくてはならないという文言があるわけですね。通常、民間ではお金借りるとき金返されんやったら保証人が返すわけですよ。保証人に請求が行くわけですね。だから、私はそれを言ってるわけです。そういうことで金を返さんということであれば保証人が払いますよということであれば、1億円については私はこれ以上はお尋ねしません、お金については。ただ、それがそうじゃないですということになると、ちょっとこれはまた、おかしいなという気がします。ただし、この1億円を返

すために2月17日の委員会では町有地を保留地にしてくださいという提案があったんですよ、2月17日に、町長もよく御存知のとおり、2月17日。それは何さっしやあとですかと聞いたら、これを売って町に返すと、町有地を保留地にして町に返す。これ、そんなばかな話はないでしょうというのを私は言いたいわけです。そしたら、さっきの議員の質問の中に替え地をやりますという話です。あのときは何も替え地の話は出てなかったわけですよ。だから、尋ねてるんです。今、一番大事なの、私が言いたいのは、一番大事なことは、保証人が組合が返さなかったら1億円は返すんですかと、来年の3月までには返すんですかということの問いです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 内容をよく見ていただきたいと思いますが、組合も返せないときは担保物件ちゃんと書いてあるわけで、出すということも書いてあるんですから、有田議員さんがおっしゃってるのは理事さんたちに保証せろということを強く言っておられますけど、そりゃきちっとその中に担保物件、だけどその前に保証をさせるべきなんですかね。じゃないと思うんですよ。どうしてその事業を前に進める考えを持っていただけないのか。町有地を売るとかなんとかじゃなくて、保留地の位置を換地を一部だけかえていただけないかなということ今組合がお願いしてる、来られてるわけですから、それを絶対認めんよということなんじゃないかな。私はそうじゃないと思っています。私は言いましたように町の全体的なメリット、デメリットからいえば早くこれは完了すべきだし、町民の一部の方にそれ保証とかというのを、これは契約ではやりますよ。だから、どうしてもならんときには法律どおりに動くと思います。だけど、それをさせないのが行政の立場じゃないでしょうかね。それを間違ったやり方でやるのは、そりゃだめだと思いますけども、ちゃんと正規のやり方で換地の位置を交換してあげる、それは先に売れようが後で売れようが、財産としては、きちっとした評価をもってやろうということ今委員会でも御説明してるわけですから、それを絶対もう動かさないよということなら、これはまた別だと思っています。それはそれではっきり言っていただかないと、片方では早く終わらせないかん、片方では売れんやったらどうするかって、これやったら組合も動きがとれないだろうと思うんですよ。だから、その辺を、これはもう議会全体、全員協議会の中ででもいいからもう一度説明をさせていただければ、ぜひお願いしたいと思っけて、私としては、もうこれを前に進める覚悟でいますから、そういう形をお願いしたいと思っけています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ちょっと町長の勘違いかな。このお金を貸すとき、5,000万円なり国からのお金を合わせて1億円貸すときに、平成21年に貸すときに、貸付金規則というもの

を作っているんですよ。これ私たちが作つとるんじゃない。町と組合との話し合いの中で作っている。保証人、第5条、今さっき言いましたように貸付金の貸し付けを受けようとする組合は、その組合の理事全員または業務代行者を保証人に立てなければならないと書いてあるんですよ。だから、保証人にならなければならないということになれば、1億円を組合が返せなかったらこの理事さんたちが払うとですかと私は念を押して聞きよるわけですよ、ここ書いてあるから。何も聞かんでいいとです、私は、ここに書いてあるとおり。書いてあるとおりにされたら、どうですかというのが私の念を押した質問なんですよ。

それから、次6条、担保物件、通常だったら担保物件には抵当権とか設定しますよ、銀行から借りるとき。有田さんが貸してって言うばってん、あんたとこの家屋敷、抵当に入れてくれと、そんなのがありますか。組合の担保、担保、保留地、保留地というけど、担保物件って対抗要件になるような抵当権とか設定したものはないんですよ、今まで委員会でも聞いてたから。そこで、念を押して今私は今聞いているんです、町長。それで、1億円を歳入に上げられたことについては私もよく理解できますが、その1億円を歳入に上げられた件については私も理解できます。さらに、絶対に組合から取るんだという意思のあらわれだろうと思います、町のね。それはいいとしても、しかし委員会でいろいろと御説明される中で、2月17日の説明会の際にさきの議員も言われた町有地を保留地として、いわゆる組合用地として位置づけますと、ほんだら町長がさきの答弁の中で、そのときは、じゃどこですかと言ったら、いや、そりゃわかりませんと、2月17日、そういう答えだったんですよ。そしたら、先ほどの議員の質問では町長が言われた。必ず保留地については替え地を出しますと言われた。じゃ、2月17日、それ出しとっていいと思いますよ。それ出てないのが今の現状。だけん、私は1億円のお金については理事さんが保証人ですから通常で言う民間で言うところもそうですが、本人が払われんやったら保証人が払いますよということで、有田議員、議員の皆さん心配せんどっていいですよという町長の答えを聞けば、私、もう黙りますよ、これ以上は言いません。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 担保物件は、抵当権は設定できませんので、ただきちっとその契約の中に物件名は上げてるわけですから、法的な担保物件としての根拠はあると思います。ただ、再三言いますように有田議員さんは保留地が処分できなくて理事さんが保証する、これを言っているのか、私は逆にそういう議論よりもその前の議論をすべきじゃないかなと思ってるんですよ。その辺はどうお考えなのかちょっと私もわからないんですけども、あくまでも、さっきも何回も言いますが、保留地を町有地にとかというんじゃない

て、組合が持つて、例えば10個の保留地、町が換地を受けている10個の保留地のうちの一部を換地の見直しをやれないかということで依頼があつて居るわけですから、それがいけないのかどうかですよ。もうそこだと思います。

(1番有田行彦君「議長、ちょっとやりとりが、誤解されましたけれども、町長が言われますので」と呼ぶ)

保証をするなら、そりゃ再三言つてますように契約上はそうして組合もそれを覚悟を持つて出してあるんですから、そうせざるを得ないですけど、万が一売れなかつたら、事業費ができないわけですから、だから町がお金貸した分のかわりにその物件をいただくという形になるかもしれませんが、今はそれを議論するほうが先なんではないか。私は言いよると、どうして事業を完了するほうに考えていただけないのかなと、前に言つてあつた議員さんも一緒ですけども、町として本当にそれでいいんですかね、事業が完了しないで。町民の方に、地権者の方に、理事会の人たちに、じゃできなかったから、あんたたち払えよって、そりゃ法律的にはそうなります。でも、行政はそうじゃない、私は少なくともそうじゃないと思つていますから。

○議長(木下康一君) 有田行彦議員。

○1番(有田行彦君) 実は町長、私が尋ねてるのは、歳入で29年1億円上げてあるんですよ、貸付金が返ってくると、歳入で。そりゃそれ以上私は何も言わなきゃ言わんでいいですけど、しかし今まで第2委員会でもいろいろ協議してありましたから、じゃもしこの1億円が返されない場合、組合から返ってこない場合は、この第5条ね、規則第5条の規定によって保証人が払わっしゃるとですかと聞いてるんですよ。保証人が払うということになれば、保留地が売れろと売れまいと関係ないわけですよ、払うてもらえさえすりゃ。1億円がとにかく入りゃいい、歳入として入ってくればいいわけですよ、町としては。そうでしょう。そのために歳入1億円上げてあるんでしょ。保留地が売れろと売れまいと入ってくればいいとやから、歳入1億円が、確保されてできりゃいいっちゃから。確保できなかった場合は、この規則どおりいかれるのですかということもまず第一なんです、聞いたのは。それでいくということであれば、第5条には理事さん全員が保証人ということもうたつてある。それともう一つ、担保物件については、町長が言われた抵当権は設定できないとなお不安ですよ、それは、なお不安。例えば旧茨木邸のところは、登記簿謄本を上げれば町有地ということをしつかり明記してあるわけですね。そりゃ法律的には対抗要件になりますけど、今、区画整理事業内の土地につきましては仮換地の完全に終わつてないから、それで仮換地のそれで指定でもしたらどうかと私は言いたいんですけど、これはちょっと第2委員会の委員会のときにお話ししたいと思つています。これはもう昨日弁

護士事務所に行っているいろいろと、私もわからなかったらいろいろと聞いてきましたので、それは第2委員会が今度あるときにお話ししたいと思いますが、私が今声を出して言うのは、その規約どおりに規則どおりに1億円を返してもらえなかった場合は第5条の理事さんが責任持って払われるんですかと、こう尋ねてるんです、第一、その点です。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 契約とかそういうものは、そのとおりに実行するのが当たり前のことだと私は思っていますので、それを私に確かめられること自体がちょっと私はちょっと理解できません。

それと、議員さんは副議長は、この事業に関して、町の貸付金は、とにかく保留地が処分できんならできんでもいい、ただもう返して、あと理事が責任持ってもらえば、それで町は何にも関係ないんだということなんではなかろうか、今おっしゃっていた、もう自分は関係ないとおっしゃったんですけど、もう何も町は、どうしても売れないときは、もう地権者の理事さんが保証人になっている人たちが弁償すればいいんだから何も心配せんでいいって、そういう思いでの御意見でしょうか。私は今おっしゃった契約については契約どおり実行する、もうこれははっきり言います。ただ、それは言っても、今おっしゃったように町としては何も関係ない、土地は売れろと売れんまいと関係ない、弁償さえしてもらえばそれでいいから何も心配せんでいいよという御発言があったんですけど、本当にそれでいいのかどうかというのは、僕は全員協議会で議論していただきたい。私は、もう町長の権限でどっかの時点で、もうスタートしたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は町長が一言言えばいいんですよ。1億円組合が払われんやったら理事さんに責任持ってもらいますって、安心しなさいと、そう言わっしゃれんで、ほかのことばかり言わっしゃるもんやけん、なお不安が広がっています、正直言って。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 再三言ってるように、もう契約どおり実行するのは、もう当然です。

（1番有田行彦君「そこでいいとです。契約どおり実行しますと」と呼ぶ）

そりゃもう最初から言ってるとおりで、委員会でも言いました。ただ、その後ですよ、僕この問題は、再三言われますので、全員協議会で議論していただきたい。この事業をそういう形で止めるのか進めるのか、そうしないと本当言うて、もう生殺しですよ、期間は迫ってるのにね。早く進めれとって一方では、だめだ、だめだって、はっきりそれをしていただかないと、私も判断のしようがないです。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は町長に言ってるのは、1億円が組合が返さんやっ場合は理事が返さっしゃるからいいですよということであれば、もうそれで今の話は私にとっては質問を終わります。それで、あとは組合の保留地が売れろと売れまいと何も私は関心持ちません。ただ、1億円歳入として上げてあるから、これは絶対組合から入れさせられないかんですよ、29年度はということ再度言って質問を終わります。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） じゃ、最後私も確認させていただきます。組合の土地が売れようが売れまいが構わないということですね。

○議長（木下康一君） ここで休憩をとりたいと思います。

（7番阿部 哲君「はい。議長、ちょっと緊急動議」と呼ぶ）

どうぞ、何でしょうか。

○7番（阿部 哲君） ただいまの先ほどの二人ほどの質問上久原の問題でございますが、第2委員会の協議等に私が口挟むことではありませんが、内容が普通財産の交換とかいろんな形で出てきますと全員協議会の開催を要求したいと思います。その動議でございますので、動議があることは、はっきりさせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） ただいま全員協議会という町長の要請がありました。これに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○議長（木下康一君） では、提案されました全員協議会の場において、ただいまの協議をするという方の賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 全員賛成でありますので、後日この件につきましては、全員協議会で説明を受けたいと思っております。

では、休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時11分

再開 午後3時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番阿部文俊議員、発言を許可します。

○3番（阿部文俊君） 質問をさせていただきます。

今日の議会に町長初め、各課長さんがおそろいでございます。久山職員になられましてから最初は大変な職員活動だったろうと思います。それでも今、数十年経たれまして、町政とかいろんなことに対しまして資質も得られたと思います。そういう中で町をどうしていくか、いろんなことを気にされる中、知識も得られておりますので、これからもどうぞ頑張ってください。そういう中、新体制で一層の努力をしていただきたいと思います。

さて、昨日町長の挨拶の中で企業誘致政策の説明の中で土地開発公社からの代物弁済として取得した土地がおおよそ3ヘクタールあり、その一部となる町有地に企業誘致の遊休地の土地を活用すると言われましたが、再度質問させていただきます。自主財源の確保についてでございます。土地開発公社の解散に伴い、買い戻しを行った平成27年3月、公社のほうから12億8,000万円の土地の処分は現在どうなっているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

土地開発公社から町が公社を解散するとき、その代物弁済として取得した土地が約31.3ヘクタールほどあるわけですが、その中の内訳は、大部分が久山町は山林等を保全しながらこの環境を守ってきたという過去の経緯があって、かなりその中には水源の森とか水源の涵養保全のための土地というのものがたくさん含まれています。そういう中で町も13億円という開発公社が持っていた借金を引き受けたわけですから、これの弁済にまた充てていかないかということもありますので、積極的に公社から取得した土地については活用を図っていかなくてはならないと思っています。そういう中で今進めてるのが黒河、長浦地区の約6ヘクタールぐらいの土地を企業の誘致のほうに充てていきたいということで今進めているところでございます。

これからも活用として処分が可能な土地というのは、そのほかにも先ほどいろいろ議論になっていました上久原の区画整理区域内にも住宅地として5,000平米ほどあるし、将来宅地利用の可能なところは1.8ヘクタールもまた持っています、区画整理区域内に。それから、以前ゴルフ場とかパラマウントとかの大型開発を予定していました山田、石切・原山地区内にも20ヘクタールぐらいの町の土地を持ってるわけですが、この辺が将来大きな、総合計画では活性化ゾーンということで、いろんなものに活用できるという土地利用の位置づけをしていますので、こういう将来大型開発が進めば、この20ヘクタールの土地もそういう形で財源として活用できるんじゃないかなと思ってますけども、当面はそういう処分可能なところは積極的に開発を進めてるところでございます。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） この公社の土地は、さきに町長言われましたように、約13億円のお金を投じて公社が買い受けたわけでございますけども、これを少しでも借りた以上はお金も返さないかんという話になりますので、その土地の利用をするには、売れる方法をまず考えられないけないと思います。売るためには、いろんな策を練らないと、例えば整地をして人が買いやすい土地にするのか、果たしてその土地をどう生かすのかということで、その土地の利用方法によって金にもなるし負の財産にもなる可能性があります。そういう中で今後土地の利用のやり方として、本当に町民の財産であるこの土地をいかに生かせるかということをお考えであるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 処分にあっては、今おっしゃったように現状によってはその素地で処分したほうが有利な場合と、あるいは町で造成等を作って宅地として処分したほうがいいのか、いろいろケース・バイ・ケースあると思っていますので、その辺はきちっと工夫をして、一番町にとって有利な形でやっていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 土地の売買に関しましては、買う人はどれだけの土地があるか、またその土地がどう利用できるかというところで業者なり個人が入ってくると思います。そういうふうな情報を町としては、どの程度の情報をされておるのか、公報されておるのかお聞きいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 土地管理を扱ってる経営企画課長から説明させたいと思います。

○議長（木下康一君） 安倍経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 今おっしゃいましたように久山町有地、それから普通財産の用地、それと公社用地、もともとは町が先行取得依頼をかけた公社に取得させたものでございます。それを利活用して売るときには、ホームページで掲載し、入札、一般競争入札という形で処分していく方針でございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） なかなか土地の所有を売却するためには、そういったいろんな公報がないと、普通の方はなかなか見ることができません。また、土地の公社のどこにどうあるのかというのは、町民にもある程度は知らせるべきではなかろうかと思います。今後ともこの件につきましては、どんどんどんどん営業していただいて、この町の町民の活性化につなげるようにしていただきたいと思います。



2番目に、それに関しまして両幼稚園のことでございます。幼稚園の開設に伴い、現在の幼稚園については速やかに解体し、跡地について早急に処分を行い財源確保すべきかと思いますが、何らかの対策を練られたのでしょうか、また検討されたのか町長お伺いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 両幼稚園につきましては、現在新しい統合幼稚園を山田のほうに進めてますので、跡地についても当然考えておるところでございます。ただ、直ちに処分したほうがいいのかどうかというのは、この跡地については議会のほうにも、ちょっと御相談をしながら進めていきたいと思っておりますし、ただ町としては新しい幼稚園に5億円程度の財源を費やすような形になりますので、できれば1つぐらいは、1校ぐらいは早く処分をできたらいいなと考えております。そういう中で、もう一つはその現在の建物を活用したいろんなそういう公共施設の活用はできないのかなという声も一方ではあるんですけども、ただ建物については、もう既に幼稚園時代に耐震化の必要があるという調査結果が出てますので、余りもう建物を残して活用することは、むしろ余計費用がかさむんじゃないかなと思っておりますので、基本的には両建物も3年以内やったかな、5年以内、5年以内に用途変わったときに壊さないで国の交付金が得られませんので、建物については、もうそういう期限内に処分をしたいなと思っております。そういう形で、気持ちとしては両方とも処分して、町の基金もちょっと減ってますので充てたいなと思っておりますけども、いずれにしてもそれはまた議会のほうにお諮りをしたいと思っております。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 普通、僕たち、普通一般庶民が考えるところでお話しさせていただきます。普通、物を建てるときは、仮に私が家を新しく建てるときは、そこにお金がかかります。建てるからにはお金が要るけども、そのお金どうするかとなったときに、自分の土地をどう処分して、そのお金を確保して、こういう絵を描いて、こういう家建てるよというようなことが普通のやり方なんですけども、今回の場合は、そりゃもう町の施設ですから、そりゃもう別として、やり方はいろいろとあると思いますけども、今後両幼稚園のそのさっき言われました開園になって、それから5年以内に解体せないかんという何かありますけども、今から考えとかないと、すぐ1年たってきます。これ問題。私、確か今から1年ぐらい前に質問したと思います。それから恐らく何も発展してないと思います。ということは、これから私まだ開園になってからどうする、こうするかじゃなくて、その前にある程度の道筋を早目につけないと、その5年間というのは、あっという間に僕は過ぎると思います。早急な対応をしていただかなければ、町民も余計なお金を払わないかんとい

うことになりかねませんので、そこはどうお考えになられるでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおり、もう時間を食うほど町のマイナスですから、早急な跡地利用について、処分するのかどうかについても進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 一応私もいろいろ考えたんですけども、両幼稚園の跡地を利用して、案としてですけども、今ユークとシルバーとか、今考えられてる法人化の農業、それからいろいろな施設が、今後僕は山田の幼稚園にやって、そこに全部一つ一帯に集めてそこに行った土地、ユーク、C&Cの土地、そういった土地をいいほうに使える、一つの集約体制の土地の利用化ということを提案したいと思います。また、これはあくまでも提案でございます。いろいろと利用法があると思いますけども、今後ともぜひこの問題も前向きに早目にやっていただきたいというところで終わらせていただきますけども、この問題はこれからずっと私は追求していきたいと思います。

以上です。

○議長（木下康一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時38分